

昭和28年11月

税制調査会答申と
その理由及び説明

税制調査会

昭和 28 年 11 月

税 制 調 査 会 答 申

税 制 調 査 会

目 次

まえがき	4
[1] 改正の基本方針	7
[2] 改正要綱	8
[3] 改正案による増減収額	27
[4] 昭和29年度における国及び地方 公共団体の歳入見込額	30
(付) 調査会委員名簿	37

ま　え　　が　　き

税政調査会は、内閣総理大臣の依頼により、国税及び地方税を通じて、わが国現下の実情に即した合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制及び税務行政の簡素能率化を図るために必要と認められる改善事項について、本年8月以来鋭意検討を加えてきたのであるが、ここにその結論を得たので、次のように答申する。

税　制　調　査　会　答　申

國力を無視した財政の膨張が、インフレの原因となり、國民負担の加重を強いるものであることは明らかである。最近における中央、地方財政の姿は正に國力の現実を無視し、既に國民負担の現界をこえたものというべく、このままにして推移せんか、インフレは昂進し、対外競争力の喪失、輸出の不振をもたらして國際収支は悪化の一途をたどり、終には國民経済を破滅に導くに至るであろう。今日わが國民経済に課せられた最大の問題は、如何にして財政規模を圧縮し、國力と均衡を得せしめ、國民負担の軽減を実現するかに在る。

國民の租税負担が、今日その限界をこえたものとなつてゐることは、いまさら説明を要しない。所得税の重課が生産、勤労の意

欲を減殺し、賃金斗争を激化せしめ、ひいては税負担の企業への転嫁を通じて企業のコストを高めてその競争力を弱体化せしめ、法人負担の重課と相まって資本蓄積ないし輸出振興を妨げていることは、多くの説明を要しないであろう。標準世帯にあつては、所得税について1年の勤労所得24万円程度までを無税とすることはすでに常識化し、決して過大の要求とは言えない。

租税負担がその限界をこえていることを是認する以上、租税の総額をせいぜい現在程度に止め、国家財政の規模を1兆円程度におさえるべきことは、当然の要求である。もとより財政規模の圧縮は決して容易なことではないであろう。しかし乍ら、その途は決して一、二に止まらぬ。中央、地方を通じての行政機構の重複、いわゆる出先機関の濫設、公共事業費の総花的支出、徒らに地方自治体に事業を強いる数多の補助金その他の非効率的な零細補助金の支出等について再検討を加え、新規経費の要求におけると同様に既定経費についても根本的検討を加えて中央、地方を通じて財政支出を重点化し、効率的運用を図れば、財政規模の圧縮は期すべきものがある。

租税負担の軽減は、所得税を中心として直接税を軽減しなければならない。しかし乍ら、財源を無視して減税することはで

きない。従つて減税財源を主として経済活動の進展による租税の自然増収に求めるとともに、奢侈的消費に対する増税その他間接税の増徴に求める他はない。所得税等の軽減が国民生活の安定に資し、明日への希望を与えることを目的とする以上、この際間接税を或る程度増徴するのはやむを得ない。また地方税制の改正については、地方に能う限り独立財源を与えるよう配意するとともに、税源の偏在是正につとめることを必要とする。

なお、この際特に一言すべきは、公債の発行及び蓄積財政資金の使用についてである。インフレは最悪の大衆課税であることにかんがみ、インフレ防止のためには最善の努力を尽すべきであつて、公債の発行及び蓄積財政資金の使用は極力これを避けなければならない。

以上の趣旨により、当調査会は、昭和29年度において、国の財政規模は一兆円程度に抑え、地方財政の規模はおおむね現在程度にとどめることを経済自立の絶対的要件と考え、中央、地方を通じて700億円程度の減税を行なうことを目途として、次のとおり税制を改正することを適当と認める。

[一] 改正の基本方針

1 国民負担の現状、並びに資本蓄積の緊要性にかんがみ、国税及び地方税を通じ、所得税を中心として次のような直接税の軽減を行なうものとすること。

(イ) 所得税について、基礎控除額、扶養控除額、給与所得控除額等の各種控除額の引上及び税率の引下げ等を行なうこと。

(ロ) 法人税の税率の引下等を行なうこと。

(ハ) 個人の事業税の基礎控除額の引上及び税率の引下を行ない、また法人事業税の税率の引下を行なうこと。

(エ) 法人の負担する市町村民税の軽減を行なうこと。

2 直接税の軽減に要する財源の全部を自然増収で賄うこととは困難であるので、その財源の一部に充てるとともに、奢侈的消費の抑制に資する等のため、次のような間接税等について若干の増徴を行なうこと。

(イ) 奢侈品、高級品等に対する物品税、高級酒類に対する酒税、砂糖消費税、揮発油税、骨ばい税、印紙税及び登録税の税率を若干引上げること。

(ロ) 新たに繊維品に対する消費税を設けること。

(ハ) 高級タバコの小売価格を引き上げること。

(e) 自動車税の税率を引き上げること。

3 地方税については、地方公共団体にできるだけ独立財源を与えるとの要請もあるが、現下の情勢の下においては自ら制約があるので、この要請に応えつつ現行税制の下における財源の偏在を是正するため、次のような措置を講ずること。

(f) 入場税及び遊興飲食税は国において賦課徴収し、その取

り入の大部分を入口に按分して都道府県に配付すること。

(g) 都道府県民税を創設すること。

(h) 債却資産は固定資産税の対象から除外し、これに対しては都道府県及び市町村において新たに債却資産税を課税するものとすること。

(i) たばこ消費税を新設し、都道府県及び市町村において課税するものとすること。

(j) 地方財政平衡交付金制度にかえて地方交付税制度を設け、所得税、法人税及び酒税の一定割合を地方へ交付するものとする。

(k) 大都市に関する行政制度の特例が認められる場合には、税制上も特別の配慮を加えること。

4. 国税及び地方税を通じて税制及び税務行政の簡素化を図ること。

[二] 改正要綱

第1 国税に関する事項

一 所得税に関する事項

所得税については、現在の負担及び国民生活の情況等にかんがみ、中小所得者の負担軽減に重点をおいてこれを軽減合理化するとともに、各種所得間の負担の適正を図る等所要の改改を行ない、国民生活の安定、資本蓄積及び税務行政の改正等に資するものとする。

(1) 控除及び税率を次のとおり改正すること。

1 標準世帯（夫婦及び子供三人）の給与所得者の場合に月収2万円程度まで所得税がかからないことを目途として、基礎控除額及び扶養控除額を次のとおり引きあげること。

基礎控除額 8万円（現行6万円）

扶養控除額 最初の扶養親族1人について4万円

（現行3万5千円）

その他の扶養親族各1人について2万5千円（現行2人目及び3人目について各2万円、その他各1人について1万5千円）

2 税率について、その累進度がさわめて急激であるの

を緩和するため次のとおり改正すること。

課税所得金額

2万円以下の金額（現行2万円以下の金額）100分の15

2万円をこえる金額（現行2万円をこえる金額）100分の20

7万円　　〃　　（〃　7万円　　〃　）100分の25

15万円　　〃　　（〃　12万円　　〃　）100分の30

30万円　　〃　　（〃　20万円　　〃　）100分の35

60万円　　〃　　（〃　30万円　　〃　）100分の40

100万円　　〃　　（〃　50万円　　〃　）100分の45

200万円　　〃　　（〃　100万円　　〃　）100分の50

300万円　　〃　　（〃　200万円　　〃　）100分の55

500万円　　〃　　（〃　300万円　　〃　）100分の60

1,000万円　　〃　　（〃　500万円　　〃　）100分の65

3 紙与所得者に対する負担の軽減に資するため、紙与所得控除限度額を7万5千円（現行4万5千円）に引き上げること。

4 資本蓄積の促進に資するため、生命保険料の控除限度額を1万2千円（現行8千円）に引き上げること。

(2) 各種所得について、次のとおり改正すること。

1 退職所得について、勤務年数25年以上に達する退

職者の場合に 50 万円まで所得税がかからないようにするため、退職所得に対する控除額（現行 20 万円）を、勤務年数が 10 年を超える者については、10 年を超える 1 年ごとに 2 万円ずつ加算した金額（但し最高 50 万円）とすること。

- 2 山林所得について、山林資源の確保等の事情を考慮し、中小所得者を中心として負担の軽減を図ること。
- 3 配当所得について、利子課税との関係を考慮して、源泉徴収税率を 10%（現行 20%）に引き下げること。
- 4 利子所得に対する現行の特例措置（すなわち、他の所得と区分して 10% の税率で課税すること。）は、他の所得に比して負担が軽く権衡を失しているものと思われるが、この際としては貯蓄励行のためやむを得ない措置と認められるから、臨時の措置としてこれを存続すること。
- 5 農業所得に対する所得税について、超過供出奨励金等各種の奨励金に対する免税措置は、負担の権衡上適当でないことにかんがみ、米価及び供出に関する措置の検討と相まって可及的速やかにこれを廃止するよう

措置すること。

- (6) 青色申告制度について、その普及奨励に資するため、青色申告者に対するいわゆる専従者控除額を年額8万円（現行6万円）に引き上げるとともに、配偶者に対しても専従者控除を認めること。

(4) その他

- 1 申告所得税について、税務の簡素化を図るため、一般的な予定申告制度を改めて予定納税制度を採用することとし、前年分の所得金額に対応する本年分の税法に基く税額により、申告を要しないで豫定納税するものとすること。但し、所得金額が前年分の所得金額よりも減少することについて予め税務官庁の承認を受けた場合又は前年分の所得金額をこえる金額を申告した場合には、その承認された金額又は申告した金額により申告納税するものとすること。
- 2 税務官庁の更正決定が不当に遅延した場合における利子税額の負担を軽減するため、更正決定が申告期限から1年を経過した日以後になされた場合には、同日から更正決定による追徴税額の納期限までの間に係る利子税額を徴収しないものとする。

二 法人税に関する事項

法人税については、資本蓄積の促進及び輸出の振興等に資するため、法人の税負担を国税（法人税）及び地方税（事業税及び市町村民税）を通じて税率で所得に対して5%程度軽減することを目指として軽減合理化するとともに、負担の調整を図る等のため所要の改正を行なうものとする。

- (1) 所得に対する法人税の税率を次のとおり改正すること。

普通法人 所得金額の100分の40（現行100分の42）

特別法人 所得金額の100分の20（現行100分の35）

但し、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫については、現行税率を据置くこと。

右に関連して、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びこれらの組合の各連合会に対する現行の特別免税措置は、これらの組合等の法律の規定による整備が終了するまでの暫定措置とすること。

- (2) 積立金に対する課税について、主として中小法人の負担の軽減に資するため、次のとおり改正すること。

(1) 各事業年度の積立金の累積額に対して課税する制度を廃して、各事業年度において新たに積み立てた金額に対

してのみ1回限り課税すること。

- (ロ) 課税標準は、資本金額(又は出資金額)の4分の1又は100万円のいずれか多い金額をこえて積み立てている場合において、そのこえる部分の積立金の金額(当該事業年度において新たに積み立てたものに限る。)とすること。
- (ハ) 税率は、100分の10程度とすること。
- (ニ) 積立金に対する課税は、同族会社に対してのみこれを課するものとすること。
- (シ) 各種の準備金制度等について次のとおり措置すること。
- 1 價格変動準備金について、価格が上昇する時期においてもこれを積み立てることができることとするため、たな卸資産(有価証券の売買を業とする者の有する有価証券を含む。)の期末帳簿価格が当該資産の取得価格又は期末時価のうちいずれか低い方の金額の90%相当額(株式以外の有価証券については、95%相当額)をこえるときは、そのこえる金額を價格変動準備金勘定に繰り入れることとすることとすること。但し、後入先出法を適用しているたな卸資産及び有価証券の売買を業とする者以外の者の有する有価証券については、現

行制度を維持すること。

2 輸出振興のための措置については、現行の輸出所得の1部を控除する制度について、プラント輸出の場合に適用される控除率を5%（現行3%）に引き上げるとともに、輸出商社に対する控除限度額（現行輸出所得の50%相当額）を引き上げることとし、その他の点については、本制度の今後の実効をみて検討することとし、差し当りは現行制度を維持するものとすること。

3 資本蓄積の促進及び企業合理化等は、法人の負担を一般的に軽減することによつてこれを図ることとし、これらを目的とする各種準備金等の個別的な特別の措置の範囲は原則として現行程度にとどめるものとするが、現行制度を更に合目的的するために必要と認められるもの、現行制度との權衡上合理的な理由のあるものないし国民経済全般の発展のために望ましいもので、その効果が期待し得るものについては、実情に即してこれを考慮するものとすること。

(4) その他

更正、決定が不当に遅延した場合における利子税額の輕

減について、所得税の場合と同様の改正を行なうものとすること。

三 相続税に関する事項

相続税については、現行の取得者課税制度はこれを維持することとするが、負担調整を図る等のため次のとおり改正するものとする。

- 1 税率については、戦後における貨幣価値の変動に応じた調整が未だ十分でないから、これが緩和を図ること。
- 2 死亡保険金及び退職金に対する控除額を50万円（現行30万円）に引きあげること。
- 3 相続財産である立木について、相続税及び所得税による二重負担を回避するため、時価に対して一定割合を控除する等その評価の特例を設けること。

四 間接税（たばこ専売益金を含む。）に関する事項

間接税及びたばこ専売益金については、所得税、法人税等の直接税の軽減に関連して、負担の調整及び奢侈的消費の抑制を図るとともに、現下の財政需要に応ずるため、次通り現行間接税の若干の増徴及び新税の創設を行なうものとする。

- (1) 現行間接税について、次のとおり増徴すること。

1 物品税について、例えば、高級大型乗用自動車に対する税率を50%（現行60%）に引きあげ テレビジョン受像機に対して30%の税率で新たに課税する等奢侈品、高級品ないし嗜好品に対して増徴ないし新規課税を行なうこと。

但し、納税義務者が零細業者である等により税の転嫁を困難にすると認められるような物品の増徴はこれを避けること。

2 酒税について、清酒、味りん及び雑酒の高級品に対する税率を1割程度引きあげること。

3 砂糖消費税について、樽入黒糖及び樽入白下糖を除き、税率を3割程度引き上げること。

4 撥発油税について、税率を1割程度引き上げること。
この場合において、増収分を国の道路財源に充てることなく、地方公共団体の道路財源に充てるよう措置すること。

5 骨ばい税について、例えば麻雀に対する税率を、象牙製のものについては6000円その他のものについては3000円（現行いずれも1500円）に引き上げる等相当の増徴を行なうこと。

6 印紙税について、定額税率を、例えば受取書については10円(現行2円)に引き上げる等相当増徴すること。

なお、これに伴い、受取書に対する免税点を5000円(現行1000円)に引き上げること。

7 登録税について、定額税率を2倍程度に引き上げること。

(2) 新たに昭和29年度において200億円程度の収入をあげることを目途として、毛糸、綿糸及び麻糸又はこれらを原料とする織物に消費税を課するものとすること。

(3) たばこ専売益金について、高級たばこの小売価格を、ピースについては十円程度、光については5円程度引き上げることによりその增收を図ること。

五 その他の事項

1 稽法の法文について、複雑難解なものを平易に改め、引用条文を極力整理する等その平明化を図ること。

2 國及び地方公共団体を通じて、税務機構を極力簡素化するとともに、税務署員の資質の向上を図ること。

3 所得金額の調査、決算及び課税財産の評価等について、國及び地方公共団体の各税務当局間の連絡、協調

を一層促進することとし、課税の均衡を図るとともに、納税者に対して無用の手数を煩わすことを避けること。

4 課税に対する異議申立について、処理事務を一層促進するとともに、協議団の人事刷新及び運営方法の改善等を行なつて、異議処理の改善を図るものとすること。

5 いわゆる第三者通報制度は、これを廃止すること。

6 延納を防止するとともに納税の便に資するため、納税貯蓄組合の普及奨励のために所要の措置を講ずること。

7 過誤納税金の還付が遅延している状況にかんがみ、過誤納金の支払に関する予算に不足を来さないようにする等の措置を講じて、還付の促進を図ること。

第二 地方税に関する事項

一 地方税各税に関する事項

(1) 専業税に関する事項

附加価値税は諸般の事情にかんがみてこれを廃止することとし、現行事業税及び特別所得税に次の改正を加えてこれを存置するものとすること。

- 1　名称を事業税とすること。
- 2　現行の非課税規定及び同一業種のうちの特定の業務に対する特別の軽減税率の規定は、事業税の本質に照らし、原則としてこれを廃止すること。
- 3　個人事業税について、中小企業者の負担を緩和するため基礎控除額（現行5万円）を10万円（昭和29年度分については8万円）に引き上げるとともに、標準税率を、第一種事業については8%（現行12%）に、その他についてはこれに準じて、それぞれ引き下げるのこと。
- 4　法人事業税について、法人の負担を国税及び地方税を通じて軽減するとともに、中小法人の負担を緩和するため、その標準税率を、所得50万円以下の部分の金額に対しては3%、同50万円を超える部分の金額に対しては10%（現行1率に12%）に引き下げるのこと。
- 5　電気供給業、ガス供給業及び運送業に対するいわゆる外形標準課税は、これら事業の収益の状況等にかんがみ、これを維持すべき理由に乏しいと認められるから、これを廃止して、他の事業におけると同様に所得

課税とすること。

6 専業税の課税標準は、納税者の便宜等を考慮して、原則として、所得税又は法人税の課税の基礎となつたものによるように法定すること。

7 専業税の軽減に伴う都道府県の減収を補てんする必要があると認められる場合においては、酒税収入の一定割合を各都道府県の人口に按分して配付することを考慮すること。

(2) 入場税及び遊興飲食税に関する事項

入場税及び遊興飲食税については、その収入の偏在を調整し、貧弱県の財源を強化するため、国においてこれを賦課徴収することとともに、収入額の90%相当額を人口に按分して各都道府県に配付するものとすること。

なお、国において賦課徴収することとする機会において、課税の適正を図るため、現在程度の収入をあげることを目途として、税率の調整、課税範囲の合理化を行なうものとする。

(3) 自動車税に関する事項

自動車税については、負担の現況及び地方公共団体に

おける道路改修費の状況等にかんがみ、5割程度の增收をあげることを目的として税率を引き上げるものとすること。但し、自動車の性状等に応じて税率区分を更に細分して負担の適正を図ることとし、高級大型乗用自動車及びガソリンを使用しないバス、トラック等については相当大幅の増徴を行なうこと。

(4) 都道府県民税に関する事項

都道府県について収入の普遍的な租税を設けるため、次により新たに都道府県民税を設けるものとすること。但し本税の創設に伴つて、負担が実質的に増加することがないようすることとし、市町村民税について後述のような改正を行なうものとすること。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
- 2 賦課総額は、昭和29年度において175億円程度とすること。
- 3 賦課徴収は、できるだけ徴税費を増加し又は納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとし、徴収は市町村に委任するものとすること。

(5) 市町村民税に関する事項

市町村民税については、都道府県民税の創設に伴い、負担が実質的に増加しないこととするとともに、法人の負担を国税及び地方税を通じて軽減する等のため、次の通り改正を行なうものとすること。

- 1 市町村民税のうち都道府県民税相当額（175億円程度）を軽減すること。
- 2 法人については、法人所得に対する市町村民税と都道府県民税との合計額が現行法人税割の負担額に比して2割程度減額されることとなるように、法人税割の税率を引き下げること。

(6) 固定資産税に関する事項

固定資産税については、収入の偏在を是正するとともに課税の適正を図る等のため、償却資産に対する課税を固定資産税から除外して償却資産税を設けることとする等の改正を行なうものとすること。

- 1 次により償却資産税を設け 道府県及び市町村においてそれぞれこれを課するものとすること。

(1) 課税客体は、現行固定資産税における償却資産と同一とすること。

(2) 課税標準は、償却資産の価格とし、道府県の示

す評価基準に従い、市町村がこれを決定すること

- (3) 標準税率は、道府県、市町村それぞれ 0.8% とすること。

なお、評価の適正化による增收が期待されるときには、なるべく早い機会にこれを引き下げるこ

- 2 固定資産の評価については、固定資産の価格の一応の安定をまつて、なるべく早い機会に、毎年の評価を一定期間（3年又は5年程度）ごとの評価に改めることとし、課税事務の簡素化を図ること。

(7) たばこ消費税に関する事項

次により新たにたばこ消費税を設けるものとすること。

- 1 たばこの消費に対し、消費地たる都道府県及び市町村において課税するものとすること。
- 2 賦課総額は 昭和29年度において都道府県分及び市町村分を合わせて五百億円程度とし、たばこの消費本数を課税標準として税率を定めること。

- 3 賦課徴収については、実情に即してできるだけ簡単な方法によるものとすること。

(8) その他の事項

- 1 地方税の各税目について、非課税規定及び税率の特

例規定を整理して、負担の公平を図るものとすること。

- 2 財政状況に応じて雑税を整理することとし、税制の簡素化を図るものとすること。

二 地方公共団体の財源調整に関する事項

(1) 地方交付税に関する事項

現行の地方財政平衡交付金制度は、地方公共団体の財政を不安定にするおそれが強い等弊害が多いと認められるので、次のとおり改正することとし、財源の合理的な配分に資するものとすること。

- 1 地方財政平衡交付金制度を廃止して、地方交付税制度を設けること。

- 2 地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税のそれぞれ一定割合とし、特別会計を設置して、これに繰入れること。

なお、右の一定割合は、原則としてこれを変更しないものとすること。

- 3 地方交付税は、普通交付税及び特別交付税とし、普通交付税の総額は、地方交付税の総額の 9.2% 相当額、特別交付額の総額は、地方交付税の総額の 8% 相当額とすること。

4 每年度各地方公共団体に交付する普通交付税の額は各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額の合計額のうちに当該地方公共団体の当該不足額の占める割合に応じて、普通交付税の総額を按分計算した額とし、右の財政収入額及び財政需要額の算定は、おおむね現行の地方財政平衡交付金の算定方法を簡素化したものによるものとすること。

5 特別交付税は、災害復旧費その他の予測し得ない経費等を考慮して、普通交付税の交付額が過少と認められる地方公共団体に対してこれを交付すること。

6 現在の地方財政平衡交付金の算定方法のうち、未だ法律化されていない部分はこれを合理的に明確化して速やかに法定し、地方交付税制度の安定を図るものとすること。

(2) 大都市の税制に関する事項

大都市の税制については、一般の市町村の税制による外、大都市に関する行政制度の特例が設けられる場合には、大都市の存する区域に係る道府県税について次の特例を設けるものとすること。

1 大都市の区域にかかる自動車税、償却資産税及び

たばこ消費税は、当該大都市において課税するものとすること。

2 道府県に配付すべき入場税及び遊興飲食税のうち大都市の区域に係る部分は、当該大都市に配付すること。

なお、大都市については、地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えるものとすること。

〔三〕改正案による増減収額

第一 直接税の減税による減収額

一 所得税

(1) 控除、税率の改正 820億円(28年ベース682億円)

(イ) 基礎控除 8万円

(ロ) 扶養控除 1人4万円

2人目以上2万5千円

(ハ) 給与所得控除限度額 7万5千円

(ニ) 税率 現 行

2万円以下(2万円以下)	15%
--------------	-----

2万円超(2万円超)	20%
------------	-----

7万円超(7万円超)	25%
------------	-----

15万円超(12万円超)	30%
--------------	-----

30万円超(20万円超)	35%
--------------	-----

60万円超	(50万円 超)	40%
100万円〃	(50万円 〃)	45%
200万円〃	(100万円 〃)	50%
300万円〃	(200万円 〃)	55%
500万円〃	(300万円 〃)	60%
1000万円〃	(500万円 〃)	65%

(2) 青色申告者の配偶者に対する専従者控除の新設

50億円

- | | |
|---------------------------|--------|
| (3) 退職所得課税の改正 | 10〃 |
| (4) 生命保険料控除限度額(1万2千円に引上げ) | 7〃 |
| (5) 配当に対する源泉徴収税率(10%に引下げ) | 55〃 |
| (6) 事業税引下のはねかえり | 増収 10〃 |
| (7) 合 計 892億円(28年度ベース) | 764億円) |

二 法人税

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 税率40% | 49億円(平年度82億円) |
| (2) 働格変動準備金の改正 | 26〃 (〃 26〃) |

(後入先出法の場合及び有価証券の売買を業とする者以外の者の有する有価証券を除き、取得価額又は時価のいずれか低い方の90%)

(3) 同族会社の積立金課税の改正 12〃(平年度21億円)

(累積課税廃止、税率10%)

(4) 事業税引下のはねかえり 増収 6〃(〃増収45〃)

(5) 合 計 81〃(〃 84〃)

三 事業税

(1) 個人事業税

基礎控除8万円 60億円

税率8% 97〃

小 計 157〃

(2) 法人事業税 63億円 (平年度 96億円)

所得50万円以下 8%

〃 50万円超 10%

(3) 外形標準課税すべて純益課税とする。 17億円

(4) 合 計 257〃

四 市町村民税

(法人税割を20%軽減) 27〃

五 減収額総計

(1) 所得税 892〃

(2) 法人税 81〃

(3) 事業税 257〃

(4) 市町村民税 27億円

(5) 合 計 1,257〃

第二 間接税等による増収額

一 現行間接税の増収

(1) 物品税の増収 11〃

(2) 酒税 " 10〃

(3) 砂糖消費税 " 90〃

(4) 撻発油税 " 20〃

(5) 骨ばい税 " 05〃

(6) 印紙税 " 49〃

(7) 登録税 15〃

小計 182〃

二 自動車税の増収 25〃

三 繊維品に対する消費税 200〃

四 煙草専売益金の増収 150〃

五 合 計 537〃

第三 増減収差引合計(1,257億円-537億円)700億円

[四] 昭和29年度における国及び地方公共団体の歳入見込額

1 昭和29年度においては、昭和28年度当初見積額に比し、国及び地方公共団体を通じて1500億円程度の自然

増収額を生ずるものと推定される。

2 改正要綱によれば、國及び地方公共団体を通じて約700億円の減税となるから改正後における昭和29年度の歳入見込額は、昭和28年度当初見積額に比してなお600億円の増加となる。

3 改正後の昭和29年度の國の一般会計は、租税(配付税として配付すべき分を含む。)及び印紙収入並びに専売納付金に雜収入等をも加えて1兆100億円程度と推定され、昭和28年度の補正後の一般会計歳入予算額9990億に比して約100億円の増加となつている。

4 國及び地方公共団体を通ずる昭和29年度の租税収入見積額(たばこ専売益金を含む。)は別表の通りである。

別表 税収入見積額表

(単位百万円)

税目	28年度当初予算(A)	29年度の自然増(B)	現行法による29年度収入見積(C)=(A)+(B)	税制改正による賦課額(△印が減額)(D)	改正議案による収入見積(△印が減額)(E)=(C)-(D)	国税の地方税との調整(F)		国税と地方税との調整後(△印が減額)(G)=(E)+(F)
						改正議案による収入見積(△印が減額)(E)=(C)-(D)	との調整(F)	
電気料金	19,057.6	5,000.0	24,057.6	△ 76,900	163,476	0	163,476	0
原 告	7,530.9	10,000	85,309	△ 12,500	73,009	0	73,009	0
計	265,685	60,000	325,685	△ 89,200	236,485	0	236,485	0
人税	168,807	16,000	184,807	△ 8,100	176,707	0	176,707	0
税	146,221	0	146,221	1,000	147,221	0	147,221	0
消費税	30,253	6,000	36,253	9,000	45,253	0	45,253	0
酒	2,213.6	3,500	25,683	1,100	26,783	0	26,783	0
物	18,684	1500	20,184	2,000	22,184	0	22,184	0
運送品	—	—	—	—	—	(原より) 24,100	24,100	0
繊維品に対する消費税	—	—	—	—	—	(〃) 17,900	17,900	0
印紙税	17,125	0	17,125	印紙税 登録税 骨董税 5,100 4,900 150 50	22,223	0	22,223	0
その他	44,555	3,000	47,555	0	47,355	0	47,355	0
計	713,291	90,000	803,291	△ 59,100	744,191	△ 59,000	783,191	0
専用受益金	143,398	13,000	156,398	13,000	169,598	△ 50,000 具へ 市町村へ 13,100	119,398	0
手続税	—	—	—	—	—	△ 35,100	△ 35,100	0
国公税取入	856,689	105,000	959,689	△ 46,100	913,589	△ 30,200 市町村へ 4,900 4,600	867,489	0
(1)+(2)+(3)+(4)					(28年度当初予算に比し増)	10,800	(28年度当初予算に比し増)	10,800
地 方 税								
都道府県及び特別市等の地方税								
個人別所事業税	33,226	2,800	36,026	△ 15,700	22,128	0	22,128	0
法人別所事業税	1,602	200	1,802	{ (外△1,700) △6,500 (外△1,700) △22,000 }	44,597	0	44,597	0
小計	46,597	4,500	50,897	△ 6,725	66,725	0	66,725	0
税	8,122.5	7,500	8,872.5	0	22,224	(国へ)△24,100	1,124	1,124
場	20,224	2,000	22,224	0	19,307	(〃)△17,900	1,407	1,407
興動車民産費	17,507	1,800	19,307	2,500	7,523	△ 25,000 (市町村より) 17,500	4,826	4,826
自動車民産費	4,125	700	4,825	—	—	(〃) 6,200	17,500	6,200
他	1,245	0	1,245	—	—	(国より) 13,100	13,100	13,100
計	124,524	12,000	136,524	△ 19,500	116,824	△ 17,900 (国より) 30,200	4,700	112,124
譲合	124,524	12,000	136,524	△ 19,500	116,824	—	—	30,200
(5)+(6)=(7)								(28年度当初予算に比し増)
								18,000

税 目	28年度当 初予算(A)	29年度の 自然増(B)	現行法による 29年度収入 見積 (C)=(A)+(B)	税制改正法による減税額 (△印)と賦課税 額(D) (D)=(C)-(D)	改正税率による収入見 積(E)=(D)+(F)	国税と地方税 との調整 (F) (F)=(G)-(H)	国税と地方税 の調整後による収入見 積(G)=(E)+(F)
市町村税							
市 均 等 割 得 割 割 計	3,134	100	8,234	0	8,254	△ 2,700	5,534
町 所 法 人 税 額	48,151	3,900	52,051	0	52,051	△ 13,200	38,851
市 民 税 額	20,610	2,000	22,610	△ 2,700	19,910	△ 1,600 (県へ) △ 17,500 (〃)	18,310
國 定 資 産 税 額	76,895	6,000	82,395	△ 2,700	80,195	62,695	
國 定 資 産 税 額	80,806	7,100	87,906	0	87,905	△ 6,200	71,705
動 物 税 額	—	—	—	—	—	—	10,000
動 物 税 額	—	—	—	—	—	(国より) 36,900 (県より) 2,500	36,900
動 物 税 額	—	—	—	—	—	—	2,500
其 他 税 額	22,229	1,900	24,129	0	24,129	0	24,129
其 他 税 額	(8)	179,927	15,000	194,927	△ 2,700	192,227 (国より) 4,900	207,927
譲 与 税 額	(9)	—	—	—	—	—	4,900
合 計	(8)+(9)=(10)	179,927	15,000	194,927	△ 2,700	192,227	20,600
					(28年度当初予算に比じ増 52,900)		212,827
地 方 税 合 計	(10)=(11)	304,251	27,000	551,251	(外△1,700) △ 22,200	509,051	46,100
					(28年度当初予算に比じ増 50,900)		555,151
國 税 地 方 税 額	國 稅 地 方 税 額 (11)=(12)	1,160,940	150,000	1,290,940	(外△1,700) △ 68,300	1,222,640	0
					(28年度当初予算に比じ増 61,700)		1,222,640

(備考) 1. 減税額の外書1,700百万円は事業税の外形標準課税廃止による分である。

2. 煙草消費税の都道府県と市町村への配分割合については決定をみてないが、「国税と地方税との調整」欄の金額は、一応煙草消費税を都道府県分10%、市町村分20%として算定したものである。

(付)

税制調査会委員

会長	木暮	武太夫
会長代理	汐見	三郎
	飯田	清三
	石田	退三
	井藤	半彌
	原吉	平
	友末	洋治
	千金良	宗三郎
	岡松	成太郎
	田代	浅樹
	田中	徳次郎
	中井	光次
	村瀬	直養
	山田	義見
	松岡	駒吉
	福良	俊之
	円城寺	次郎

淺 田 長 平
湯 河 之 威
三 好 重 夫
白 鳥 義 三 郎
江 口 見 登 留
河 野 一 之
鈴 木 俊 一

第二編 税制調査会答申の理由及び説明

まえがき

税制調査会は、昭和28年8月7日の閣議決定に基き税制運営の現在及び経済情勢の推移等にかんがみ、国税及び地方税を通じてわが国現下の実情に即した合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制及び税務行政の簡素能率化を図るために必要と認められる改善事項を調査審議することを目的として内閣に設けられたものであつて、これがため、8月18日第1回会合を開催して以来、議会を開くこと5回、分科会を開くこと6回、全員懇談会を開くこと2回、更に起草小委員会を開くこと4回に亘って銳意検討を重ねた結果、11月1・2日その結論を得て、別紙のとおり答申を決定した。

当調査会は、さきに昭和25年においてシャウプ税制使節団の勧告の趣旨に基いて改正された現行租税制度の全般に亘つて一応の検討を加えたものであつて、その根本的改革については更に論議すべき点もあると認められるが、時日の関係及び現下の財政事情をも考慮して、昭和29年度における当面の諸問題について必要と認められる答申をすることとした。

当調査会は、昭和29年度予算は自立経済の達成及びインフレ防止の見地からきわめて重要なものであることを認め、税制も亦その面より考慮せらるべきであること。更に最近における予算編

成の状況が必ずしもこれらの点からみて満足すべきものでないことをについて、この際特に朝野の関心を喚起すべきことを必要と認める。

以下に、当調査会の答申に関してその理由及び説明を詳論し、当調査会の答申決定についての基本態度、答申の趣旨及び審議の内容等を明らかにすることとする。

なお、当調査会は、広く各層から選ばれた24名の委員をもつて構成せられたが、その氏名並びに当調査会の審議経過は次のとおりである。

税制調査会委員

会長 木暮 武太夫

会長代理 汐見 三郎

飯田 清三

石田 退三

井藤 半彌

原 吉平

友末 洋治

千金良宗三郎

岡松 成太郎

田代 茂樹

田 中 德次郎
中 井 光 次
村 瀬 直 養
山 田 義 見
松 岡 駒 吉
福 良 俊 之
円城寺 次 郎
浅 田 長 平
湯 河 元 威
三 好 重 夫
白 鳥 義三郎
江 口 見 登留
河 野 一 之
鈴 木 俊 一

税制調査会審議経過

日 時	会 合	場 所
8月18日午後	第1回総 会	内閣総理大臣官邸
9月 8日午後	第2回 "	"
9月 9日午後		
9月24日午後		
9月25日午後	第3回 "	"
9月26日午後		
10月 5日午前及び午後	第1分科会(国税一般関係)	大蔵大臣官邸
10月 6日 "	第2 " (所得税及び法人税関係)	"
10月 8日午前及び午後	第3 " (地方税関係)	"
10月 9日午後	第1 " (続き)	"
10月10日午前及び午後	第3 " (")	"
10月20日午前	第2 " (")	東京商工会議所
10月20日午後	第4回総 会	内閣総理大臣官邸
10月21日午前及び午後	第1回全員懇談会	大蔵大臣官邸
10月22日午後	第1回起草小委員会	"
10月29日午前及び午後	第2回 "	"
11月 4日 "	第3回 "	"
11月 9日 "	第4回 "	大蔵省
11月11日 "	第2回全員懇談会	大蔵大臣官邸
11月12日午後	第5回総 会	内閣総理大臣官邸

第一 一般的事項

一 租税負担の限界と減税の必要

国民の租税負担が今日その限界をこえていることは既に常識化しているが、これを更に説明すれば、次の通りである。

1 昭和28年度国税（たばこ専売益金を含む。）及び地方税の予算総額（当初予算）は1兆1,614億円で、国民所得5兆8,200億円に対して20.0%に達している。この割合は、昭和25年度以後殆んど同率となつてゐるが、戦前（昭和9年ないし12年の平均）の12.8%に比すれば尚相当に高率であり、殊に国税においては、戦前の8.5%が15%となつていて、相当に高率であるといわなければならない。

右の割合を諸外国について見ると、1952年度においては、米国30.2%英國36.1%、西独27.2%であつて、何れもわが国より高率となつてゐるが、税引後の1人当国民所得を比較すれば、わが国に対して米国は10.48倍、英國は3.25倍、西独は2.74倍であつて、わが国の租税負担が異常に重く感ぜられているのは、わが国の国民所得がきわめて低いことに基くものと考えられるのである。

勿論戦前に比して財政支出の内容は甚しい相違を示して

おり、社会保障費、教育費のように国民に与える福利の増大している面もあるから、直ちに戦前の割合を適當とするかどうかは尚検討を要するけれども、当時において軍事費が国の歳出に対して 4 6. 3 % を占めていたにも拘らず、なお国民所得に対する負担割合が 1 2. 8 % に止まつていたことよりみれば、現在における租税負担は余りにも加重されてしまつて、速かにこれを軽減する必要があることは否定し得ない。

2 所得税は、国税総額のうち約 3 分の 1 、直接税のうち約 6 割を占めて租税収入の大宗をなしているが、その納税義務者数は 1 千万人をこえている。また、今日の生活費は標準世帯（夫婦子供 3 人）についてみると月額 2 万円程度とみられるが、所得税は、標準世帯の場合には、勤労者につては月額 1 万 5 千円程度から、事業者につては月額 1 万 2, 5 0 0 円程度から課税されている。

更に所得税の負担に加えて、市町村民及び事業税（個人分のこれらの税額は、地方税総額のうち約 3 分の 1 を占めている。）の負担が加重されていることを忘れてはならない。

右のように、所得者は大家の生活に過重の負担を強い、

生産、勤労の意欲を滅殺し、賃金斗争を激化せしめ、いわゆる社用族の抜きを来さしめており、ひいては税負担を企業に転嫁して企業の生産費を嵩上げせしめ、一般的な物価高及び対外競争力の弱体化を招来して、わが国民経済の基礎を脆弱なものとしていることが強調されなければならない。

3 国税及び地方税の総額のうち4分の1を占める法人負担の過重も亦見逃すことができない。

法人の税負担は、国税、地方税を通じて税率を単純に合計すれば59.25%に達している。インフレの影響等による自己資本の強体化、更には国際競争の激化に伴い、資本蓄積の増進、企業の合理化、対外競争力の強化、輸出振興等を急務とする今日において、右の負担は法人にとっても尚相当に過重であると考えられる。

二 歳出膨脹と租税負担の過重 —— 歳出削減と減税 —

国力を無視した財政の膨脹が、インフレの原因となり、国民負担の過重を強いるものであることは、今更いうまでもない。最近における中央、地方財政の姿は正に国力の現実を無視し、既に国民負担の限界をこえたものになつているというべく、このままにして推移するときには、インフレを昂進せしめ、対外競争力を喪失せしめて国際収支は悪化の一途を辿

り、終にはわが国民経済を破滅的状態に導くに至るであろう。

従つて、今日わが国の財政政策に課せられた最大、緊要の課題は、財政規模を圧縮して国力と均衡を得せしめ、國民負担の軽減を実現して生活の安定、生産、勤労の意欲の増進、資本蓄積の促進及び輸出の振興を図り、インフレ防止につとめることにあるといわなければならない。

元より、財政規模の圧縮、歳出膨脹の抑制には種々の困難がある。災害復旧費、防衛費、賠償費等數え立てれば多くの問題がある。しかし乍ら、新規経費のみならず既定経費についてもその内容に根本的検討を加えれば、その重要性に従つて自ら緩急、先後の別を生じ、中央、地方を通じて財政支出を重点化してその効率的運用を図れば、財政規模の圧縮も充分可能である。殊に異常災害の発生をみた今日においては、異常の決意をもつて、不急、非効率的な各種の事業費なし補助金は二十九年度においては原則としてこれを打切ることを目途として最善の努力がなされるべきであると考える。

以上の点より、歳出の内容について更に立ち入つて検討すれば、次のとおりである。

1 災害復旧費その他公共事業費

昭和28年度予算において災害復旧費は550億円であ

り、補正予算による増加額を加えれば 850 億円に達する。一般公共事業費は食糧増産対策費を合せて 1,000 億円であり、文教関係その他の営繕費を合せれば 1,200 億円以上に達する。これら土木営繕費合計 2,000 億円が国の直轄工事又は補助金として国庫より支出せられているが、これに地方公共団体の負担分を合せれば 2,600 億円となつており、最近における災害の発生は更にその増加を強いんとしている。しかも他面その使用については、屢々その浪費と総花主義が非難せられているにかかわらず、一向に改善せられるところがなく、最近における災害特別立法にも見られるように徒らに零細な補助金の増大と国庫負担割合の増加を通じてひいては予算総額の増大を招来する傾向を強めている、重点主義と効率化に反対の方向を辿っていることは誠に遺憾としなければならない。

従つて昭和 28 年度においては、災害復旧費の徒らな増大は極力これを抑制すべきであり、専らその経費の重点的配分と効率的使用によつて、その結果の増大を期待すべく、また工事の実施につき責任態勢の確立を図るとともに、機構人事一般につき根本的な改革を行うことが必要である。

2 各種補助金及び地方財政平衡交付金

昭和 29 年度に國より地方団体に支出されている金額は、各種補助金及び負担金において 2,384 億円であり、地方財政平衡交付金において 1,300 億円であつて、合計 3,684 億円の多額に上っている。この金額は地方公共団体の税収入 3,047 億円を 2 割も上廻るものであり、地方公共団体の行財政を左右するところとなつてゐる。

凡百の補助金が中央各省と地方団体との各種の連けいを構成し、補助金はいよいよ細分化していよいよ増大し、濫費の弊を強めているのみならず、徒らに地方自治体に事業を強いて國民の負担を加重し、中央、地方行政のがんとなつてゐることは衆目の指摘するところである。また、地方財政平衡交付金の額の決定が中央政府と地方団体間において屢々争われ、ひいては財政膨脹の要因となつていることも否定することはできない。

補助金の整理については、いわゆるシャウプ使節団の勧告により昭和 25 年度において 305 億円に達する削減が行われたが、その後の趨勢は既に上述のような膨大な金額を見るに至つた。

従つて、昭和 29 年度においては、農林、厚生等の各省における零細な補助金で実効をあげていないものはこの際

すべてこれを整理して、その重点化、効率化を図るとともに、地方団体の財政の安定化と効率化を図るために、地方財政平衡交付金制度を改革することが必要である。

3 給与費

さきに人事院の勧告した公務員の給与改善案によれば、中央、地方を合せて 700 億円の経費の増加を必要とするといわれている。公務員の給与改善の必要は認めなければならないが、中央 60 万、地方 130 万に達する公務員（いざれも企業会計分を除く。）と膨大な機構を擁しつつかかる多額の追加支出をなすことは、今日の国民の租税負担の状況からみても困難であり、更に公務員の数の増加が事務費及び事業費の増大を招来していることにかんがみるときは、給与の改善は、もはや行政機構の簡素化を行うことなくしてはこれを行うことは困難であるといわなければなるまい。

従つて、此の際、中央、地方を通じて、各種の出先機関及び行政委員会を整理削減し、町村合併を促進する等極力行政機構の簡素合理化を図り、財政規模の圧縮につとめるべきである。

4 防衛費及び賠償費

防衛費及び賠償費については、今日の国際情勢にかんがみ、また正常貿易の進展に資するため、或る程度の増加はやむを得ないとみられるが、国民負担との均衡を失しないよう充分配慮を加えるべきである。

5 財政投資

財政投資については、国民経済の現況にかんがみて或る程度やむを得ないが、本来民間資本によることが望ましいのであるから、此の際その範囲を緊急必要なもので民間投資によつては賄い得ないものに限定して重点的、効率的にこれを行い、能う限りその額を削減すべきである。

以上の諸点を検討して、昭和29年度においては、歳出規模の増大はこれを最少限度に止めるよう各般の改革、改善が要望されるのである。租税負担がきわめて過重であり、税務執行面においてもいく多の摩擦と障害を生じているときにおいて、他面予算の使用に浪費があり、或いは徒らに財政膨脹を招来しているようなことがあれば甚だ寒心すべき事態であり、歳出の削減について今日最善の努力が尽されねばならない。

財政規模の縮減に関連して特に此の際一言すべきは、最近における国会運営の現状に関する点である。

抑も議会制度の発達が、国民租税負担の軽減を目的としたものであることは既に周知の事実であり、議会制度の発生地であり民主主義の発達している英國においてすら、予算の増額を來すような金錢法案について議員立法が制限せられていることは、今日切実にこれを反省しなければならない。最近における財政膨脹の原因が、その本質にもとるような議会運営の現状にもこれを求め得るとすれば、議会制度の将来のためにも、此の際速やかにこれをその本然にかえすべきことを要求しなければならない。

更に、この際減税と関連して言及しなければならないことは、公債の発行と蓄積財政資金の使用についてである。インフレが最悪の大衆課税であり、物価の騰貴を通じて事実上の、しかも最も不公平な増税を來するものである以上、これを避けるために、公債の発行と蓄積資金の使用については極めて慎重でなければならない。

公債の発行がたとえ市中消化を前提としてもインフレへの第一歩であることは既に衆目の指摘するところであるから、極力これを避くべきは言うまでもなく、又外国為替資金特別会計、食糧管理特別会計に從来インベントリーファイナンス方式により繰入れられた蓄積財政資金については、

その使用は財政の対民間支払超過を招來するものであるから、漫然と一般財政支出の不足にあてることはこれを避けなければならない。

三 自然増収と減税の可能度

1 自然増収

現行税制を基礎とする場合に昭和29年度における国税（たゞこ専売益金を含む。）及び地方税を通ずる租税収入総額が幾何になるかは、今日充分正確には見積り難いが、おおむね1,300億円程度の増加を期待することができよう。

かりに減税を全く行わないとすれば、右の増収分はすべて歳出増加の財源に充てられこととなるが、この場合においては、財政規模の増大を来し、国民所得に対する租税負担割合も増大することとなるのであるから、少くともこの増収分の一部を所得税を中心とする直接税の減税に充てることが絶対に必要である。

2 減税の可能度

右に述べた増収期待額の全部を減税に充てること、すなわち租税収入総額を本年度の当初予算程度に抑えることは最も望ましいことである。しかし、他面国民経済規模の増

大に伴う建設的支出の適正な増加を或る程度やむを得ないとする立場に立てば、これを望むことは稍困難であろう。

しかし乍ら従来、自然増収の一部を減税に充てることによって、財政規模を適正に抑え、国民所得に対する租税負担割合を低減して、健全財政の維持、インフレの抑制、生産活動の増進が図られてきたのである。

すなわち、これを昭和28年度についてみても、国及び地方公共団体の租税及び専売益金収入は、国民所得が前年に比して約12%増加しているのに対し5.2%の増加に止まっているのである。

従つて昭和29年度においては、国民所得が昭和28年度に比して6%程度の増加が見込まれるから、租税収入は、1兆2,200億円程度に止め、昭和29年度において現行税制をその儘適用した場合の租税収入見込額1兆2,900億円に比して700億円程度の減税を行うことが適当であると認める。

四 直接税の減税と間接税の増徴

- 1 わが国において直接税が国税中に占める比重は、昭和28年度において53.4%であつて、米国の85.7%、英國の56.3%に比してはその比重は小さい（但し、地方税

を含めると日本は 60.8% となり、英國の 59.8% よりも大きくなる。)が、ドイツの 42.6%、フランスの 35.8%、イタリーの 16.6% に比しては相当に大きい。また、戦前(昭和 9 年ないし 11 年の平均)の 34.8% に比しても著るしく大きくなっている。

2 右の諸外国の例にみても明らかのように、國民經濟の規模の比較的小さい国においては、間接税への依存度が大きくなっている。租税体系として、所得の大小に応ずる負担均衡の理論からは直接税の方がまさつていることは明らかであるが、國民所得が小さく又その構成が平均的である場合においては、直接税に税収の多くを期待することは、かえつて租税負担を過重に感ぜせしめて運用上多くの困難を生ずることとなる。

更にわが国における直接税殊にその約 6 割を占めている所得税は、勤労大衆の負担を重くして生産、勤労の意欲を阻害するとともに貯蓄心を減退せしめており、また企業における虚費を助長する傾向があることも否定し難い。

従つて、現状においてはまず直接税を軽減することが必要である。

3 他方間接税の増徴については、現在の負担が必ずしも全

一般的にみて低いということもできないし、また現在の物価及び生活の状況にかんがみて、一般的な物価騰貴をもたらし或いは大衆の負担を加重するような増徴は、つとめてこれを避けるべきである。

しかしながら、現在の所得税は、納税義務者数が1,000万人をこえており、負担の状況からみても大衆課税的性格をもつに至つてゐることは否定できないのであつて、これをまず軽減することが大衆の負担を直接軽減することとなる。また間接税を増徴するとしても、課税物品及び税率の選択に留意することによつて、一般物価への悪影響を避けることが可能である。また間接税については、今日の国民経済状態からみて不急、奢侈的消費とみられるものに重点を置いてこれを増徴することが適当であることは勿論であるが、広く国民一般に負担を及ぼすような間接税の新設又は増徴を行うことも、負担の調整を図るためには或る程度やむを得ないと考えられる。

4 従つて、直接税の負担が重くその比重が現在の国民经济の実体からみて過大であると認められる以上、直接税殊に所得税の減税は、生産及び勤労意欲の増進、貯蓄の奨励及び生活の安定等のために緊急の要請であつて、間接税につ

いては、現下の財政事情をも考慮し、直接税を軽減する機会において、負担の均衡、調整を図りつつ或る程度の増徴を図ることはやむを得ないと認められる。

五 国税と地方税との調整に関する事項

現行地方制度はシャウプ使節団の勧告に基いて昭和25年度に改革せられたもので、国の道府県と市町村の間における税源の分離と地方税収入の大幅の増加を目指としたものであった。そのためにいわゆる附加税制度が廃止されて、附加価値税、入場税及び遊興飲食税を道府県税の大宗とし、市町村民税及び固定資産税を市町村税の中心としたのである。

今日の国税及び地方税の総合負担の現況をかえりみるときは、地方税についても、中央、地方を通ずる行政機構を簡素合理化する等により地方財政の規模を合理的に縮少して、その負担の軽減を図ることが必要であるが、さし当り昭和29年度においては、地方財政の規模を国家財政の場合と同様に現在程度に止めることとし、これに応じた地方税収入の総額を定めるとが適当であると認められる。

地方財政の現況をみると、昭和28年度における地方税収入は3,000億円余で地方公共団体の総歳入9,000億円余に対して3分の1程度にすぎず、大部分は国からの交付金及

び補助金並びに起債によつて賄われてゐる。地方自治の趣旨からできるだけ地方公共団体に独立財源を与えて、地方住民が納税を通じて地方公共団体の施策を批判する建前をとることが望ましいことは異論のないところであり、また国からの交付金及び補助金を減少してもよいから独立財源を与えるよといふのが地方公共団体側の強い要望でもある。しかしながら、経済の発展とともに税源は都会地に集まり、個々の地方公共団体における独立財源収入の不均衡が、古くから地方財政調整の問題として論議を生んだように、現行の地方税制の下にあつても例えは次に示す道府県税の例に見る如く相当の偏差を生じてゐる。

昭和27年度人口1人当収入額

	法人事業税	個人事業税	入場税	遊興飲食税	道府県税計
東京都	1,907円	555円	919円	367円	3,885円
大阪府	1,657〃	534〃	694〃	311〃	3,294〃
茨城県	259〃	215〃	53〃	48〃	614〃
鹿児島県	133〃	209〃	98〃	74〃	558〃
全府県平均	697〃	347〃	248〃	158〃	1,518〃

一方地方団体の経費は、教育費、土木費、警察費等大体において平均的な支出をするものであるから、多数の地方公共団体が税源の不足に財政上の困難を感じる反面、少数の地方公共団体は相当の余裕をもつていると認められるので、現在の国民の負担能力を考えるときは、この際単に新たな独立財源を与えて一部の富裕団体に財政上一層の余裕を生ぜしめることは、承服し難いところである。そこで、これらの要請を考慮し、経済力の集中している少数の地方公共団体に税収入の相当部分が偏在することなく多数の地方公共団体に普通的収入があると認められる税目を独立税として地方税に加えるためには、まず以て現行税目のうちの収入の偏在度が奢しいものについて再配分と調整を図ることが必要であり、然る後に右のような独立税を与えて各地方公共団体の固有財源を強化することが必要である。

次に現在の地方財政平衡交付金制度は、シャウブ調査団により地方公共団体の財源調整の趣旨から設けられたものであるが、現状においては、これを通じて地方財政が殆んど国の財政に依存する弊害を生じ、その総額決定が常に争われ、しかもその算出方法が極めて複雑であるため地方公共団体側ではその配分額を予測し得ず、地方財政を不安定なものとして

いる。

これらの状況をかえりみるときは、この際地方財政の國家財政に対する極端な依存をやめるために現在の地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に改めて、その総額を国税収入の一定割合に固定し、その配分を簡素合理化する必要があると認められる。この場合において地方交付税の金額は、本来の機能たる財政調整の見地からさきに述べた地方公共団体の固有財源と相まって、できるだけ減少せしめることが適当であると考えられる。

次に国、道府県及び市町村の徵稅事務の独立分離の建前は、地方自治の趣旨からすれば徹底しているが、納稅者の立場からは煩雑にたえないところであり、国全体としても徵稅費の増加を来たし、ひいてはさなぎだに重い租稅負担を一層重く感ぜしめているものといわねばならない。従つて、この際独立稅体系の理論に固執することなく徵稅事務の簡素化を図るために、課稅標準の統一を決定して、その調査を重複せしめないことが必要である。徵稅事務の簡素化のためには、従前の附加稅制度をとることも考えられるが、現在の國稅の納稅義務者数及び所得の分布状況からみれば、必ずしも適當でないと認められる。

なお、地方制度全般については、さきに設けられた地方制度調査会の答申があつたので、それによる行政制度の改革を前提としつつ国税及び地方税の総合負担の観点から地方税制の改正を行なうことを考慮した。

第二 国税に関する事項

一 所得税に関する事項

1 所得税の軽減の必要性について

所得税については昭和25年の税制改正以来漸次その軽減が行なわれてきているが、次の諸点にかんがみて、これを更に軽減することが必要である。

(1) 昭和28年度においては、所得税の納税義務者数は約1,050万人、その税収は約2,790億円（いずれも補正予算額）と見込まれているが、これを戦前（昭和9年ないし11年の平均）の納税義務者数約95万人、税収約1,100万円に比較すると、納税義務者数において約11倍に、税収において約2,540倍に達している。尤も税収については、この間に物価が300倍ないし400倍上昇していること及び国民所得（個人分）の金額が貨幣価値の変動を考慮しないで約360倍程度にな

つていることを考慮しなければならないが、これらを考慮をしても約8倍程度の金額となつている。

(ロ) 戦前における所得税の免税点は1,200円であつたが、物価を300倍としても今日においては36万円程度に相当する。また、昭和15年における甲種勤労所得の控除額は720円、甲種事業所得の控除額は500円であつたが、これは今日の21万ないし15万円に相当し、この外に扶養控除を計算に入れると、標準世帯については、右の21万円ないし15万円は何れも倍額程度となるのである。

これに対して、現在の基礎控除額は6万円に過ぎず、これに扶養控除額、給与所得控除額及び社会保険料控除額を加えていわゆる非課税限度額を計算しても、標準世帯については、給与所得者において18万円強、事業所得者において15万円であるに過ぎない。

(ハ) 昭和28年における全都市平均1世帯（家族数約5人）当たり1ヶ月の食糧費支出金額は平均1万円となつており、エンゲル係数は50%程度であるから、平均生活費は月2万円、年額24万円とみられる。従つて、現在の所得税は、生活費の部分に喰い込んで負担を及ぼし、大衆課

税の様相を呈しているといわなければならない。

(二) 今日のわが国の財政、経済の情況からみて、すべてを戦前なみに考えることは許されないであろうけれども、右に見られるように、現在の所得税の負担は尚過重であることは明らかであつて、ために所得税の適正な課税も著るしく困難となつて、徒らに税務官庁と納税者との間に摩擦を生ぜしめており、所得税の滞納額も約423億円（昭和28年8月末現在）に達し、税務行政を益々困難にしているとともに真面目な納税者との間の不均衡を生じていて、納税思想にも由々しい影響を及ぼしている。右の事情は、次に掲げるようすに、申告所得額（事業所得者の納税額）と源泉徴収所得額（給与所得者の納税額）との間の差異が次第に増大してきていることにもみられるものであつて、これには、給与所得者と事業所得者との所得額の変遷、個人事業者の法人への組織替え、税制改正による農業所得税の大幅な減少等に基くところが大きいと考えられるが、一面所得税（及び事業税）の負担がきわめて重いことにより事業所得者の所得の把握が充分に行なわれ難いところにもその理由の一半があると認められるのである。

申告所得税額	給与に対する源泉所得税額	昭和27年ま での実績、昭 和28年補 正予算額
昭和25年 828億円	1,211億円	
26年 858	1,457	
27年 809	1,631	
28年 713	1,808	

(b) 給与所得については、源泉課税が行われているのでその把握が徹底し易く、右のようにその税額が著しく増加しているのであるが、これは、一方において勤労意欲を滅殺し、或いはいわゆる社用族のはつこを来さしめているとともに、他方においては賃金斗争を激化して税額を企業に転嫁せしめる結果を生じて企業における人件費の負担を増大せしめて生産費を引き上げることとなり、企業の合理化を妨げて対外競争力を弱化している点が多いと認められるのであって、所得税の負担の軽重はひとり所得者だけの問題に止まらず、ひろく国民経済全般の問題として考えられなければならない。

2 基礎控除及び扶養控除の引上げについて

右に述べたように、現在の所得税は生活費の部分に喰い込んで負担を及ぼして大衆課税となつており、低額所得者

の負担をきわめて重くしているところに最大の難点がある
のであるから、所得税の軽減については、まず非課税限度
額（基礎控除額、扶養控除額、給与所得控除額及び社会保
険料の控除額の合計額）を引き上げ、低額所得者の負担を
軽減するとともに、納税人員を減少せしめることが最も緊
要である。

しかし、前に述べたとおり、現在の生活費は標準世帯に
おいて年額24万円程度とみられるから、納税者のうち大
部分を占める給与所得者の場合に標準世帯について年額24
万円程度までを非課税とするように、基礎控除額及び扶養
控除額を引き上げることがどうしても必要である。

右の場合に、基礎控除の引上げ又は扶養控除の引上げの
いずれに重点を置くかが問題となるが、現在の負担は、生
活状態等からみて、独身者の場合よりは家族持ちの場合に
より一層負担が重いと認められ、扶養控除額が基礎控除額に比して少額
に過ぎると認められるので、基礎控除額を大幅に引
げることはこれを避けるのが適当であると認められる。しか
して、扶養控除については、現在、扶養親族の数に応じて
3つの段階が設けられており、このような制度にすること
は人口政策の見地からも望ましいという議論もあるが、所

得税において人口政策を積極的に加味することは行き過ぎであつて、負担の適正を図ることが根本であり、また現在の制度は運営上煩雑であつてこれを簡素することが必要であると認められる。但し、最初の扶養親族については、それが殆んどすべての場合に配偶者であるとみられるので、最初の扶養親族については控除額に差別を設けるのが適當であると認められる。

右のような事情から、基礎控除額を8万円とし、扶養控除額を最初の扶養親族については4万円、その他については2万5000円とすることとしたのである。

なお、右の改正により非課税限度額は現在に比して次とおり引き上げられ、納税義務者数は240万人程度減少するとみられる。

改正案による非課税限度額調

1 給与所得者

扶養親族の数 区分	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
現 行	円 73,440	円 116,230	円 140,759	円 165,239	円 183,599	円 201,959	円 220,319	円 238,679
改 正	円 97,920	円 146,879	円 177,479	円 208,079	円 238,679	円 269,278	円 299,878	円 330,478

2 事業所得者

扶養親族の数 区 分	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
現 行	円 60,000	円 95,000	円 115,000	円 135,000	円 150,000	円 165,000	円 180,000	円 195,000
改 正	80,000	120,000	145,000	170,000	195,000	220,000	245,000	270,000

(備考) 1 基礎控除、扶養控除及び給与所得控除は下記によつた。

区 分	基礎控除額	扶養控除額	給与所得控除額
現 行	円 60,000	円 1人目 35,000 2.3人目 20,000 他 15,000	15% 円 最高限度 45,000
改 正	円 80,000	円 1人目 40,000 2人目以上 25,000	15% 円 最高限度 7,5,000

2 社会保険料控除は、給与の金額の 3.3 %として計算した。

3 税率の改正について

現行の税率は、課税所得金額 2 万円以下に対する 15 % から始まつてゐるが、30 万円をこえると既に 40 % に達し、50 万円を超えると 45 %、100 万円を超えると 50 % になるのであつて、著しく急激に累進度が高くなつてその負担を加重し、勤労及び貯蓄の意欲を減殺するところが大きい。

従つて、税率については、それが累進しているのを緩和することが必要であるが、低額所得の場合には、基礎控除額及び扶養控除額の引上げによつて、課税所得金額（税率は課税所得金額に対して適用される。）が大幅に減少する（例えば、標準世帯の給与所得についてみると、年収入 30 万円の場合には、課税所得金額が現行では 12 万円程度であるのが 6 万円程度となり、年収入 25 万円の場合には課税所得金額が現行では 7 万円程度であるのが 1 万円程度となる。）のでそれだけで負担が著しく軽減されることとなる等の事情にかんがみて、課税所得金額 2 万円ないし 7 万円に対する適用税率はこれを据え置くこととし、30 % 以上の税率を適用される部分の課税所得金額についてその引上を図ることとしたのである。

4 紙与所得控除の控除の限度の引上げについて

紙与所得控除については、控除率が戦前は20%であり、昭和25年の税制改正前は25%であつたこと及び紙与所得者の負担の現況等の諸点から、控除率を20%（現行15%）に引き上げることが要望されている。

しかしながら、若しも控除率を20%に引き上げることとする場合には、農業所得ないし中小事業所得についても、所得者の勤労に依存する部分がかなりあることを理由として、或る程度の勤労控除を認めざるを得なくなる。そうすると、この種の控除が納税者に対して全般的に適用されることとなり、結局この問題は基礎控除の問題と密接に関連してくることとなる。しかし、右の紙与所得控除ないし勤労控除は、所得金額に対する一定の比率で定められるわけであるが、基礎控除の引上げは定額で行われるものであるから、前者は後者の場合に比較して却つて低額所得者にとって不利とならざるを得ない。

右のような事情から考えて、結局紙与所得控除の控除率を引き上げるよりは、基礎控除を引き上げるのが適当であると認められるのである。

しかしながら、紙与所得控除限度額については、昭和25

に 3 万円であったのが現在 4 万 5,000 円になっているが、この間に賃金水準はかなり上昇しているとともに所得の構成もかなりの変化を示していると認められるので、現行制度では給与が年額 30 万円の場合に既に控除限度に達しているのを、50 万円でその限度に達するようによることとし、控除限度額は 7 万 5,000 円に引き上げることが適当であると認められる。

5 生命保険料の控除限度額の引上げについて

生命保険料の控除は、生命保険が長期に亘る貯蓄であることにかんがみて、資本蓄積の促進に資するために設けられているものであり、これをできるだけ引き上げることが望ましいが、所得税及び法人税等を一般的にかなり軽減することによつて資本蓄積の促進が相当期待されるし、また右の控除は所得のうちの貯蓄部分を所得から控除するものであることにかんがみると、他の諸控除の引上げとのバランスを考慮しつつこれを引き上げるのが妥当であると認められる。従つて戦前の控除額（200 円）との比較から、これを 2 万円程度に引き上げることが要望されているけれども、右の点を考慮して、控除限度額を 5 割引き上げて 12,000 円とすることとしたのである。12,000 円

の保険料は、平均的にみて30万円程度の保険金額に対応する保険料であるが、最近の1件当たり契約保険金が平均17万円程度であることに照らしても、右の金額を低きに失することはないと考える。

6 改正案における負担の比較

右に述べてきたような基礎控除等の諸控除の引上げ及び税率の改正を行つた場合における所得税の負担を現行負担と比較すると、次のとおりであつて、負担が著しく軽減されることが知られるであろう。

改正案による負担額調査
1 給与所得者(月額)

現 行		給与の金額 万円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	100,000円
現 行	(5,49) 549	(9,56) 435	(12,98) 2,597	(14,98) 3,745	(17,93) 5,379	(2,628) 1,314	(2,628) 1,314	(3541) 3,541	(3541) 3,541	
改 正	(23,0) 230	(6,95) 1,643	(10,41) 2,683	(12,74) 3,187	(14,75) 4,425	(2,075) 1,039	(2,075) 1,039	(29,77) 29,77	(29,77) 29,77	
身 者	軽 減 額	319	392	514	558	954	2,763	5,641	5,641	
	軽減割合 %	58.1	27.3	19.7	14.8	17.7	21.0	15.9	15.9	
夫 妻	現 行	(0,36) 36	(52,0) 781	(8,94) 1,789	(11,47) 2,869	(14,52) 4,358	(23,95) 1,197	(33,95) 3,395	(33,95) 3,395	
夫 妻	改 正	—	(2,50) 376	(6,25) 1,250	(9,12) 2,281	(11,41) 3,425	(18,42) 9,212	(28,31) 28,310	(28,31) 28,310	
夫 妻 及び 子 一 人	現 行	—	(2,98) 448	(6,86) 1,372	(9,47) 2,369	(12,74) 5,824	(22,61) 11,308	(33,12) 3,3124	(33,12) 3,3124	
夫 妻 及び 子 一 人	改 正	—	(0,21) 32	(4,00) 800	(7,04) 1,760	(9,33) 2,800	(16,96) 8,483	(27,47) 2,7476	(27,47) 2,7476	
夫 妻 及び 子 二 人	現 行	—	—	—	—	—	—	—	—	
夫 妻 及び 子 二 人	改 正	—	—	—	—	—	—	—	—	
夫 妻 及び 子 三 人	現 行	—	—	—	—	—	—	—	—	
夫 妻 及び 子 四 人	現 行	—	—	—	—	—	—	—	—	

2 事業所得者(年額)

区分		所得金額	円	所得金額	円	所得金額	円	所得金額	円
夫	現行	15,000	2,000,000	3,000,000	500,000	1,000,000	200,000	5,000,000	10,000,000
夫	改正	(1,200) 1,800	(15,75) 31,500	(2,105) 63,150	(28,10) 140,500	(362,5) 362,500	(428,7) 85,950	(520,7) 2,603,500	(58,50) 58,50,500
妻	現行	5,000	60,00	9,150	20,500	51,500	102,50	254,500	505,500
妻	改正	2,77	1,90	14,4	14,5	14,2	11,9	9,7	8,6
夫婦及び子一人	現行	(666) 10,000	(10,75) 21,500	(16,85) 50,550	(25,22) 126,100	(34,67) 346,750	(42,10) 84,2,000	(51,65) 2,582,500	(58,27) 58,27,750
夫婦及び子一人	改正	(333) 5,000	(775) 11,550	(14,00) 42,000	(212,0) 10,600	(295,0) 295,000	(369,5) 739,000	(465,4) 2,327,000	(532,1) 532,1,000
夫婦及び子二人	現行	5,000	6,000	8,550	20,100	51,750	103,000	255,500	506,750
夫婦及び子三人	現行	5250	6,750	10,200	20,850	52,750	104,250	257,250	508,750
夫婦及び子四人	現行	875	40,2	228	17,6	15,6	12,2	9,8	8,7
夫婦及び子五人	現行	(1,50) 2,50	(6,00) 12,00	(12,90) 38,700	(22,02) 110,100	(32,87) 328,750	(41,60) 832,000	(51,41) 2,570,500	(58,14) 5814,750
夫婦及び子六人	現行	10,00	5,83	2,76	1,96	1,63	1,28	1,01	8,8
夫婦及び子七人	現行	—	(4,50) 6,000	(11,50) 34,500	(20,74) 103,700	(32,20) 322,000	(41,10) 814,500	(51,17) 2,558,500	(58,01) 5801,750
夫婦及び子八人	現行	—	(0,37) 750	(72,5) 21,750	(15,95) 88,500	(27,50) 716,500	(35,82) 2,299,500	(45,99) 2,459,900	(52,91) 5291,000
夫婦及び子九人	現行	—	2250	7,000	10,700	21,600	53,750	105,500	259,000
夫婦及び子十人	現行	—	9,16	36,9	23,0	17	13,4	10,5	8,9
夫婦及び子十一人	現行	—	(3,00) 6,000	(9,90) 29,700	(19,46) 97,500	(315,2) 315,000	(40,35) 80,700	(50,81) 2,540,500	(57,82) 5,782,250
夫婦及び子十二人	現行	—	(516) 15,500	(144,0) 72,000	(255,0) 2,550,00	(54,70) 694,000	(45,44) 2,272,000	(52,61) 5261,000	
夫婦及び子十三人	現行	—	6,000	14,200	25,300	60,250	113,00	268,500	524,250
夫婦及び子十四人	現行	—	10,00	4,78	26,0	12,1	14,0	10,5	9,0

(備考) 1 社会保険料控除については、給与所得の収入金額の階級別に応じ、年収10万以下3.5%、20万円以下3.0%、40万円以下2.5%、60万円以下2.0%、80万円以下1.7%、100万円以下1.4%、120万円以下1.1%相当額の控除を受けるものとした。

2 カッコ内の数字は、収入金額100円当たりの税額である。

7 退職所得の控除額の引上げについて

退職所得については、現在退職給与の金額から20万円を控除し、その残額の2分の1に対して、他の所得と総合しないで課税することとされており、退職所得の性質にかんがみておおむね妥当な制度であると認められる。

しかしながら、勤続年数が長く、停年で退職するような場合について考えてみると老後の生活安定と社会保障の意味から、更にその負担を軽減することが必要である、そこで、勤務年数が25年に達する者の場合には50万円まで所得税がかからないようにすることを目途として、勤務年数が長くなるに従つて控除額を多くすることとし、負担の軽減合理化を図るのが適当であると認められる。

しかし、今回の改正案による控除額は、勤務年数が10年以下の場合には現行通り20万円であるが、15年の場合には30万円、20年の場合には40万円、25年以上の場合には50万円となる。

なお、勤務年数の計算については、例えば会社の合併等により勤務先が變つた場合においても、新会社が旧会社における勤務年数を退職者の勤務年数に算入して退職金を支給するときには、このようにして退職金計算の基礎とされ

た年数に従つて課税することが適當である。

8 山林所得について

山林所得については、現在所得金額から15万円を控除し、その残額に対して、他の所得と綜合していわゆる5分5乗方式によつて課税することとされており、更に、資産再評価の適用があること、再評価税の課税については再評価差額から15万円の控除が認められていること、また収入金額に対する一定割合の金額を必要経費とすることができることとされていること等にかんがみるとさは、その負担は他の所得に比してかなり軽減されているということができる。

山林所得については、植林後山林を伐採するまでの間に通常きわめて長期間を要し、その利廻りも概して低いこと等の事情を考慮しなければならないが、他面において、いわゆる山林経営者としての年々或る程度の山林の伐採及び植林を行つている者についてみると、理論上は通常の事業所得と異ならないといわなければならない。すなわち、伐採された立木についてみると、その年に生じた所得は長期間に亘つて成長して来た部分の一部分ということになるが、同時に他の立木について同様にその年の成長部分があるか

ら、結局これらの成長部分の総計がその年に生じた所得とみられ、伐採によって実現された所得に見合うこととなるのである。従つて、このような場合についてみると、現在の5分5乗方式は、理論的には負担を軽減しすぎていることになつてゐる。

しかしながら、森林資源の確保が緊急である事情も無視できないので、この際としては、中小所得者の負担軽減を中心として負担緩和を考慮することが適当であると認められる。

9 配当所得に対する源泉徴収税率の引下げについて

配当所得に対する源泉徴収制度は、課税事務の簡素化を図る見地からみてもやむを得ないものであると認められるのであるが、源泉徴収税率については、利子所得に対する課税率が10%とされている点を考慮するとともに、源泉徴収税額の還付事務の煩雑を避けることとするため、これを10%（現行20%）に引き下げることが適当であると認められる。

10 利子所得に対する課税について

利子所得については、最近の改正により臨時措置として、これを他の所得と総合しないで一率に10%の税率で課税

することとされている。

利子所得については、それが資産所得であることにかんがみて、他の所得と綜合しないで課税することは負担の公平を欠くものであり、従来貯蓄奨励等のために行われていたいわゆる源泉選択税率も 50% とされていたのであって、これを一挙に綜合課税を廃止して、10% の低率課税とすることは、貯蓄奨励のためとはいえ余りにも負担の適正を失するものであり、やむを得ない場合においても、その税率は少くとも 20% 程度にすべきではないかということが論ぜられた。しかしながら、貯蓄奨励及び資本蓄積の促進がきわめて急務とされている現在の情勢において、直ちに現行制度を改めることは困難であると認められるので、臨時的措置としてこれを認めざるを得ないと考えられる。

11 農業所得に対する課税について

農業所得に対する課税は、次に掲げるようここ数ヶ年間に著しく整備され、昭和 28 年分についてみると、納稅義務者数は約 17 万人であり、課税額は約 76 億円（いずれも今回の災害による減収を予想しない当初予算による。）にすぎない状態である。但方事業税も非課税とされており、他の所得者に比較しても、その負担は著しく軽減されてい

るといわれている。

上のような状況にある原因の一つは、超過供出奨励金等各種の奨励金に対する免税措置がここ2、3年間にわたつて行われているからであつて、この措置による減税額は昭和28年度においては約30億円に達しているとみられている。このような措置は、結局所得の比較的大きな者の負担を軽減することとなるのであつて、他の納税者の不満を招き、税務行政の円滑を阻害するのみならず農村内部における負担の権衡上にも好ましくない影響を及ぼすおそれが強いとみられる。

このような免税措置は、現下の米価問題或いは供出問題と関連してやむを得ずとされているものとは考えられるのであるが、これらの問題は別途に合理的な方法で解決することが適当であつて、所得税の問題としては、このような弊害があることにかんがみ、できるだけ早い機会にこれを廃止することが望ましいと認められる。

	農民の納税者数(納税者総数)	農民の課税額(課税総額)
昭和24年	328万人(1,911万人)	450億円(2,993億円)
25年	184〃(1,428〃)	162〃(2,156〃)
26年	144〃(1,255〃)	161〃(2,418〃)
27年	112〃(1,171〃)	121〃(2,681〃)
28年	77〃(1,071〃)	76〃(2,698〃)

12 青色申告制度について

青色申告制度については、この制度の有する意義にかんがみて、できるだけこれを普及奨励することが望ましい。

この制度の普及奨励に資することを目途として、青色申告者に対しては一率に所得金額の一定割合を控除して課税することが要望されている。しかしながら、青色申告制度は元来所得を正確に計算することを目的とし、これがために理論的にも容認し得るような各種の準備金等を認めて負担の適正に資するとともに、税務官庁の推定課税を許さないこととしている制度であつて、正確に計算された所得に対して課税することは所得税の根本原則でなければならぬ。従つて、若しも所得が正確に計算されている故をもつてこれに一定の控除を認めることとするならば、将来における所得税の適正な課税に支障を及ぼすおそれがあるので、これを容認することはできない。

しかしながら、いわゆる専従者控除は、親族に対して支払った給与を事業上の必要経費に算入する制度で合理的なものであり、これを配偶者に対して認めないだけの理論的な根拠に乏しいと認められる。また、その控除額は、基礎控除額の引上げに伴つてこれを引き上げるのが適当であると認

められる。

なお、青色申告制度については、若しも徒らにこれに便乗するような風潮が生ずることとなれば、結局この制度が形式的なものに墮して、誠実な青色申告者の育成に大きな障害となるから、課税上の運営に当つては、誠実な青色申告を伸長せしめるような配慮をもつてこれに当ることが望ましいと認められる。

13 予定申告制度の改正について

現行の予定申告制度は、申告納税の建前からみて当然の帰結ではあるが、その予定申告額は税務運営上の便宜を考慮して、原則として前年分の所得金額以下とすることができないこととされており、従つて申告の事情は、前年分の所得金額と同額の申告であるのが殆んどすべてである。しかも予定申告を建前としているが故に、実際には殆んど無用に終るような手続を要することとなつていて、納税者にとつても、また税務官庁にとつてもかなりの負担となつてゐる。従つて、これを予定納税制度に改め、原則として申告を要しないで、前年分の所得金額に基く本年分の税額を税務官庁が通知して、これにより納税せしめることとするのが実情にも適しているし、事務の簡素化のために望ましいと認められる。但し、進んで前年分よりも多くの所得金額を申告する場合

又は休業、廃業等により所得が減少した場合等については、現行通り予定申告納税の制度を残しておくことが必要であると認められる。

14 更正、決定が遅延した場合の利子税額の軽減について
納税義務者の申告に誤りがあり又は申告がなかつたために税務官庁の更正又は決定を受けた場合には、申告期限後更正、決定による税額を納税するまでの期間に対して日歩4銭の割合で利子税額が徴収されることとなつてゐる。利子税額は、納付が遅延することに因る一種の利子負担として合理的な制度ではあるが、申告期限から1年以上経過してから更正、決定が行われた場合においては、必ずしもこれを納税者のみの責任ないし負担とすることは適当でないから、利子税額の一部を軽減することが必要であると認められる。しかし乍ら、納税者が詐欺その他の不正行為によつて脱税している場合には、このような軽減を行う必要はない。

二 法人税に関する事項

1 法人の負担軽減の必要性

法人税については、昭和27年において、主として朝鮮動乱に伴う法人の好収益の状況等にかんがみて、従来の35

%の税率が42%に引き上げられたのであるが、これにより、現在法人の税負担は、国税（法人税）及び地方税（事業税及び市町村民税）の各税率を単純に合計すれば59.25%となつてゐる。

法人は、企業再建整備等により、一応戦時中の負担を脱却したとはいえ、インフレによる資本の喰い潰し等に因り、総資本のうち自己資本の占める割合は約36%に止まり、約64%を他からの借入資本によつて賄つてゐる（戦前においては、自己資本は約60%、借入資本は約40%）状態であつて、これがため借入金に対する利子負担の重圧に苦しんでゐるにかかわらず、他面企業を合理化して国際競争に打ち克つたためには、戦時に陳腐化した設備を早急に取替えることが強く要請されている。しかして、これらの問題を解決するためには、まず、資本蓄積を極力促進して、自己資本を充実することが必要であるが、現在の税負担では、配当負担が重くなつて増資が妨げられているのみならず、内部の留保を困難にしている。また、経済界の情勢が朝鮮動乱による好収益の状態を脱し、加えて国際競争の激化に伴つて一般に経営困難の度を増してゐるので、これらの事情からも、法人税の税率をもと通り35%に引き下げ

るべきであるということが強く要望されている。

上の事情はいずれも相当の理由があると認められ、また経済の自立達成を図るために、産業活動を促進して生産の増強を図り、コストを切り下げるに競争に打ち克つことが必要であるから、法人の租税負担を軽減することが望ましい。しかしながらまず所得税の負担軽減を急務とする現状においては、法人税を大幅に引き下げるには財政事情からみても困難と認められるので、法人の税負担は結局国税及び地方税を通じて考えるのが適当であることにかんがみ、これらを通じて差し当り税率で所得に対して5%程度の軽減を行うことが適当であると考える。

2 特別法人の税率について

農業協同組合等の特別法人については、現行の法人税が法人抑制説的な考え方の下に究極の納税者は株主等で、従つて、法人税は所得税の前払であるとされている点からみれば、特別法人に対する税率も、理論的には普通法人に対する税率と区別すべきではないということにもなるのであるが、特別法人は普通法人と異なつた特殊の目的を有するものであり、且つ、概して中小農者の協同組織体であつてその負担能力も弱いと認められ、またその税収も全体として

少額であること等の実情を考慮し、此の際その税率を或る程度引き下げることが適當であると考える。しかしながら、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫等の金融機関は、或る程度組合員外の預金を取り扱い又は債券発行等によつて外部資金を調達している面もあつて一般の金融機関と相通する面もあると認められるから、その税率を現行の35%に据置くことが適當であると認められる。

なお、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等に対する租税特別措置法による現在の特別の軽減規定は、特別法人の税率を引き下げる機会において、これを廃止すべきであるが、この際としては、これら農業協同組合等についての特殊事情と認められるところの整備の関係を考慮し、その整備が終了するまでの期間に限つての臨時措置であることを明らかにすることとし、整備の終了した組合から順次その特例の適用を廃止することとすべきである。

5 中小法人の負担軽減について

中小法人について税負担の軽減が要望されているが、現行の法人税は所得税の前払であるとされており、しかも、中小法人の株主が必ずしも小株主ないしは中小所得者であるとは限られていないから、法人の負担に差別を設けること

は却つて負担の不均衡を生ずるおそれが強く、また中小法人であることの限界をどこに定めるかについての適確な基準も存しないから、法人税率においてこれを考慮することは困難である。しかしながら、中小法人については、その実情等にかんがみて、何等かの負担軽減をはかることが適當であると認められるので、積立金に対する課税方法の改正及び事業税の改正によつて、これを行うことが適當であると認められる。

4 積立金に対する課税の改正について

積立金に対する課税は、現行法人税の建前にかんがみ、個人企業との負担の均衡を考慮して、配当の時期が遅れることによる利子負担分として徴収する趣旨から設けられているものであり、理論的には徹底した制度であるが、現在では、資本蓄積の見地からこれを同族会社に対してのみ課税することとされていて既に理論的な徹底を欠いたものとなつてゐる。また現行の累積課税の制度は、負担を漸次累増して資本蓄積に重圧を加えるおそれが強いと認められる。更に、わが国の中小企業は殆んどすべて同族会社に該当しているので、現行制度は結局中小企業に対する重課になつてゐる点を考慮しなければならない。

右の諸点にかんがみるときは、現行制度を改めて内部留保に対する課税ができるだけ軽減することが望ましいが、他面これらの法人については、個人企業との負担の権衡をも考慮しなければならないので、累積課税を廃止して毎年の留保額に或る程度の課税を行うこととするのが適当であると認められる。

5 各種準備金制度等について

(ア) 現在各種の免税又は準備金制度が設けられており、重要物産の増産奨励、企業合理化、輸出振興、資本蓄積その他の内部留保の促進等に資することとされている。

この諸制度は、現下の諸情勢からみてそれぞれ理由あるものであるが、現在の法人の負担にかんがみるときは、この際としては、まず一般的に法人の負担を軽減することが必要であつて、特定の事業に対してのみ特典を与えることとなるような特別の措置を講ずることは、業種間ないし法人間の負担の権衡を失するおそれがあるのみならず、負担状況を不明確にすることとなるので、各種の準備金等の制度の拡張については、余程慎重を考慮を必要とする。

当調査会においても、追加投資引当金制度、減耗控除

制度、予金支払準備金制度等の新設又は異常危険準備金、賃倒準備金等の積立限度額の引上げ等について論議されたが、結局結論を得るに至らなかつた。しかし乍ら、これらの問題は、更に検討の要がある。

なお、現行の諸制度による減税額は相当巨額（昭和28年度における減税額は500億円程度）に達しているとみられるが、その反面、果してこれだけの減税に相当する効果が実際に示されているかどうかについては疑問であつて、その効果を更に検討する必要があると考える。従つて、まず、現存する諸制度を活用してその効果を充分に發揮することが強く企業経営者に対して要望されなければならないと考える。この点に関連して特に一言すべきは企業における交際費の支出についてである。資本蓄積の促進等のために税法上各種の措置が行われていることにかんがみ、交際費等の支出については極力これを圧縮して資本蓄積につとめるべきであることは当然であるが、今なおその濫費の傾向がやまないと見受けられるのは遺憾である。税法上各種の優遇策を講ずる反面交際費については税法上の制限を設けるべきであるという議論も出たが、これは技術的にみて実施困難であるとして

も、この際経営者の自粛が強く要望される。

- (e) 價格変動準備金制度については、現在、帳簿価額が時価の90%相当額（株式以外の有価証券については95%相当額）をこえる場合にそのこえる金額を積み立てることができることとされており、従つて、價格の上昇時期には積み立て得る余地が少くなり、價格の上昇時期に積み立て得る余地が多くなつてゐる。しかし乍ら、本制むしろ逆に價格の上昇時期に積み立て、下向時期に取り崩されて収益の安定に資するようになることが望ましく、殊に現在のように價格が不安定な際ににおいてその必要があると認められるから、このために本制度を改め、取得価額と期末時価のいずれか低い方を基準として積み立て得ることとするのが適当である。但し、後入先出法によつて評価している資産についてこれを認めると不当に多額の留保を生ぜしめることとなつて適当でなく、また投資目的で保有している有価証券についてもこれを改める必要がないと認められる。
- (f) 輸出振興策として、現在商品を輸出した場合にそれから生ずる所得の一部を総所得から控除する制度が設けられ、これにより、輸出品のコスト引下げ及び輸出振興が

期待されている。

しかし乍ら、本制度は、輸出品の製造業者及び輸出商社等に対して、他の企業に比較して大きな免税特権を与えるものであるから、創設後間もない今日においてはまず本制度による実効がどの程度如実に示されるかを充分検討すべきであり、この際みだりにこれを拡張すべきではない。ただプラント輸出の場合については、その重要性にかんがみて、現在輸出代金の3%を控除することとなつてゐるのを5%に引き上げ、また輸出商社に対する控除限度額が輸出所得の50%となつてゐるが、輸出商社の利益率が低いことからみて、これを引き上げることが適当であると考える。但し、国内業者との負担の権衡等を考慮して、輸出所得を基準とする制度は、これを維持したければならない。

- 6 内部留保又は配当に対する負担軽減の要望について
法人税については、企業の資本蓄積を促進するため内部留保について特に税率を軽減すべきであるという意見が主張されている。他面、増資に因つて資金調達を図る場合においては、借入金によつて資金調達を図る場合に比して租税負担の関係で資金コストが高くなつてゐるから、借入金

の金利程度の配当は損金に算入すべきであるという主張もなされている。一方は社内留保を優遇し、一方は配当を優遇せんとし、一見相反する意見の如く思われるが、要するにこれらの主張は法人税の負担軽減の要望を表と裏からいづたのに過ぎないのである。従つて、この際としては、右のような特別措置法によつて法人税の軽減を図ることは徒らに課税を複雑にするだけであるから、一般的に、法人税の負担を軽減することによつて両者の主張を満足させることが適當であると考えられる。

なお、払込による資本金を急速に充実するため、新規の払込増資の場合においては、増資分に対する配当のうち通常の金利程度の部分を損金に算入することとしてはどうかということが当調査会において一部から主張された。しかし乍らこれに対しては、右の配当について所得税を課税する場合に、いわゆる配当控除を認めるかどうかについて論議があり、更に配当控除そのものについての疑問も生じて來るので、この際としては適當ではないという反対論があつて、結局多数意見となるに至らなかつた。

7 超過利得に対する課税問題について

法人の超過利得に対する課税については、資本構成の是

正に資するとともに一般の法人税の税率を大巾に軽減するため、及び労働政策の見地から一部にはこれを創設すべきであるという議論もなされたが、朝鮮動乱の影響が消滅して異常な好収益もみられなくなっているときにこれを創設する理由に乏しく、且つ又一方においては、資産の再評価が充分に行われていないで超過利得の算定が困難であるのみならず、却つて負担の不均衡を生じ、中小企業に重課するおそれがあるので、此の際はこれを創設することは適当でないと考える。

8 資産再評価の問題について

資本の蓄積を促進するためには、資産の再評価が最も有効な手段であることは論を俟たない。従来ややもすれば再評価が徹底しなかつたのは、経営者が再評価の必要性の認識に徹底を欠き、目先の安易な経営を希求したことに最大の原因があるとみられる。日下実施中の第三次再評価に当つては、再評価を強制して再評価税を免除せよということが論ぜられているが、強制再評価の実施が困難であり、また現在の財政事情及び既に再評価を行つた者との権衡、更に従来の経緯等を考慮すれば、再評価税を免除することには困難があると考えられる。しかし乍らこの機会において

完全な再評価を実施することは特に必要であるから、経営者の努力が期待されるとともに、合名会社、合资会社及び有限会社についても再評価積立金の資本組入れの途を開くこととすべきである。

三 相続税に関する事項

1 現行の課税制度について

相続税については、昭和25年に制度の改正が行われ、従来の遺産課税方式を廃止して取扱者課税方式を探り、各相続人に対してその相続分について課税するとともに、いわゆる累積課税方式を探り、取扱者が相続又は贈与によつて取得した財産について、その者の風生を通じてこれを累積課税することとされたのであつたが、昭和28年度において更に改正が行われ、取扱者課税制度は存置しつつ累積課税制度を廃止して相続の都度これを課税することとされたのである。

相続税については、昭和25年の改正前のような遺産課税方式とすることにも理由があると認められるのであるが、相続税は結局相続人の負担になる点を考慮すれば同額の遺産の場合にも、相続人の数が多いか少いかによつて負担に差異を設けるのが負担の公平を保つ所以であると認める。

ただ、取得者課税方式の困難は、遺産の分割が必ずしも早期に明確に確立しないために課税上の混乱を来すおそれがある点にあるとも考えられるが、これについては実行上十分の配慮を加え、よく各相続人の実情に即する課税を行い得るように留意することとし、現行制度はこれを維持するのが適当であると認められる。また、累積課税制度は理論的にはすぐれた制度であるが、更に理論を徹底すれば長期間にわたる貨幣価値の変動の調整に対する技術的配慮が加えられるべきであつて、このような方式があまりにも理論に走り過ぎて実行上の困難が倍加することは明らかであるので、徵税技術上の点等からみてこの制度を廃止したことはやむを得ない措置であつたと認められる。

2 税率の緩和について

現在の負担は、基礎控除が 50 万円で、税率は、最低 20 万円以下に対する 15 % から最高 1 億円超に対する 70 % となつてゐる。基礎控除は、各相続人ごとに適用され、更に配偶者及び未成年者に対しては別に配偶者控除（5割控除）及び未成年者控除（18 才に達するまでの年数に 2 万円を乗じて得た金額の控除）が認められているので、基礎控除額は差し当たりこれを引き上げなくてもよいと考えられ

る。

税率については、昭和25年の税制改正による最低20万円以下に対する25%から最高5千万円超に対する90%に比較すれば、その後の改正によつて相当緩和されてきているとはいゝ、これを戦前に比較すると、貨幣価値の変動に応ずる調整がなお不十分であると思われる。すなわち、昭和9年における税率をとると、遺産10万円の場合に、家督相続の限界税率は3%ないし6%、遺産相続の限界税率は6.5%ないし9.5%であつた。当時から現在までの財産価格の上昇率は、相続財産の構成状況等からみておおむね160、70倍程度と考えても、現在の遺産1,500万円に対する限界税率は、長子単独相続の場合には50%、配偶者及び子3人で相続する場合には35%であつて、相当高率となつてゐる。

現在の相続税は戦前のような遺産課税制度ではなくて取扱者課税制度であり、また財産の構成、分布の状態も変化しているから、その税率を戦前の状態そのままとすべきであるということもできないが、現在の税率では貨幣価値の下落に応ずる調整がなお不十分であるから、適宜これを緩和することが妥当であると認められる。

3 死亡保険金及び退職金控除の引上げについて

死亡保険金及び退職金については、現在30万円までの控除が認められているのであるが、これら保険金、退職金の性質をも勘案して負担を緩和することとし、この際控除額をそれぞれ50万円に引き上げることが妥当であると認められる。

なお、右の生命保険金の控除額は、所得税における生命保険料控除の場合の控除保険料に対応する保険金額（おおむね30万円）に比較してその金額は大きいが、両者の間にはその性質上自ら差異があるから、その間のバランスは必ずしも考慮する必要はないと考える。

4 相続財産に含まれる立木の評価について

立木については、相続開始当時の時価のうちには、植林後の立木の成長部分の価格が含まれているが、この部分に対しては後に立木を伐採、譲渡した場合に所得税が課税せられるので、二重課税の嫌いがあつて、負担が酷になるので、その間の調整が必要である。その調整の方法としては、相続開始の際に所得税を課税し、これを相続財産の価格から控除することも一つの方法であるが、納税を困難にするとの事情からこの方法によることは適当でなく、結局課せられるべき所得税の負担割合を考慮して、相続財産の評価

について一定割合を控除することが最も実際的であると認められる。

四 間接税に関する事項

間接税を増徴する場合においては、まず現行間接税の増徴を図るべきは当然であるが現行間接税の負担は、全般的に既に相当程度に達しているから、これをすべて一率に増徴することはもちろん適当でない。また、課税物品の需給の状況や納税義務者の経済的地位等からみて、税負担の転嫁を困難にするおそれの強い物品については、つとめてその増徴を避けることが望ましい。

従つて、このような事情を考慮しつつ、消費抑制の見地から奢侈品、高級品ないし好的物品に対して重課する外、直接税の軽減に伴い、或る程度の収入をあげるため広く一般の負担となる間接税の新設又は増徴を行うことは、この際やむを得ないと認められる。

1 物品税について

物品税については、最近における消費の状況等にかえりみ、高級大型乗用自動車（輪距120吋以上）に対する税率を50%（現行30%）に、電気冷蔵庫に対する税率を40%（現行30%）に引き上げる等奢侈品ないし好品に

対する税率を若干増徴するとともに、他の課税物品との負担の均衡を図る趣旨から洗濯用の電気しぶり器等高級電気器具を課税物品に追加する等の増徴を行うことは時宜に適したものといえる。テレビジョン受像機については、育成の見地から従来非課税とされていたのであるが、この際これを新たに課税物品に追加し、蓄音機、映写機等との権衡上30%程度の課税を行うことは、やむを得ないと認められる。

次に物品税の現在の最高税率（製造課税分50%、小売課税分20%）は、低きに過ぎるから、これを引き上げてはどうかとの意見もあつたが、これを引き上げるときは、曾てみられたように零細業者の脱税が増加するおそれがあり、また引上げによる収入も僅少であるので、現在程度にとどめておく方が妥当であると認められる。

なお、物品税の納税義務者のうちの零細業者については、最近取引の決済状況が遅れ勝ちであるため、物品税の立替の負担が増加している面がある。一般的な納期の延長は、納税義務者全般の問題でないだけに適當ではないが、現在の徵収猶予の制度をこれらの零細業者も利用することができるようにするため、担保の種類等について研究する必要

があると認められる。

2 酒税について

酒税については、税率を一般的に引き上げてはどうかといふ議論もあるが、酒類の価格が酒税がきわめて重いために一般物価に比してなお相當に高いこと、従つて酒税を増徴した場合には正規の酒類の消費が減退し密造酒類の横行がさらに甚しくなるおそれがあること、また酒税率が本年3月に引き下げられたばかりでしかも正規酒類の消費の増加等の好結果が顕著にみられつつあること等の諸事情を考慮するときは、すべての酒類についてその税率を引き上げることは適当でない。しかし、豪侈的消費の抑制、後述の高級たばこの値上げとの權衡等を考慮するときは、この際高級酒類についてその税率を1割程度引き上げることはやむを得ないと認められる。

3 砂糖消費税について

砂糖消費税については、最近若干の増徴が行われたといえ、輸入の増加等に伴つて業務用に供せられる砂糖の数量が増加している状況にあり、しかもその大部分は輸入品で、ある程度の消費節約を行う必要がある点等を考慮して、この際間接税に相当程度の収入を求めるとすれば、現在の

砂糖の価格を約1割程度引き上げることを目途としてその増徴を行うことはやむを得ないと認められる。しかし、樽入黒糖及び白下糖は、主として国内産であり、しかも外国産砂糖に圧迫されて担税力が弱いために、この際としては、その税率を据え置くことが適当であると認められる。

4 撥発油税について

撲発油税の税率は、撲発油1キロリットルにつき1100円で、税抜小売価格に対する税負担は、50%程度となつているが、イギリスの139.5%、フランスの138.8%、ドイツの148.8%、イタリーの206.2%に比較すれば、必ずしもまだ重いとはいえない。殊に最近における撲発油の価格の状況及び乗用自動車の増加等に伴う消費の状況、また最近における自動車による道路の損傷が国及び地方公共団体に相当大きな負担となつていること等を考えると、この際撲発油税の税率を或る程度引き上げることはやむを得ないと考えられる。しかし、他面、最近バス、トラック等にかなり使用されるようになつてある軽油に対しては課税されていないし、また負担の権衡上軽油に課税しようとしても、軽油の大部分が農林、水産業方面に使用されており、また自動車用の軽油のみに課税することは技術上困難であること等を考慮するときは、軽油に対する課税は困難であり、従つて負担の権衡

からみても、揮発油税の税率を余り引き上げることは適當でないので、これを1割程度の引上にとどめ、軽油との負担の権衡は、むしろ後述するよう自動車税において調整を図つて軽油を使用するバス、トラック等に対する自動車の税率を相当大幅に引き上げることが望ましいと考えられる。

なお、揮発油税については、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」により、その収入は道路に関する國の負担金又は補助金の財源に充てることが必要とされているが、右の増徴により増加した収入分については、右の法律の適用を除外して、これを地方公共団体の道路財源に充てることとする等所要の措置を講ずることが適當であると認める。

5 骨ばい税について

骨ばい税の税率は、定額税率である関係もあつて物品税の税負担に比較すると相当低い状況にあるので、これを相当程度引き上げる適當であると認められる。しかして、税率を引き上げるに際しては、同一種類の骨ばいのうちでも、その素材によつて税率を区別し、たとえば、麻雀にあつては、象牙のものについては6,000円（現行1,500円）に、その他のものについては3,000円（現行1,500円）

に引き上げるとともにその他の骨ばいに対する税率について4割程度の増徴を行うことが適当であると認められる。

6 印紙税及び登録税について

印紙税（定額税率の分）及び登録税（定額税率の分）については、それらの税率が昭和23年に引き上げられて以来いずれも据え置きになつてゐるが、この間における一般物価の上昇を勘案するときは、これを相当程度引き上げる余地があると認められる。特に印紙税については、最近の経済状況からみても相当担税力があるとみられ収入も容易に確保されると考えられる。従つて、印紙税については、例えば、委任状にあつては5円（現行2円）受取書にあつては10円（現行2円）にそれぞれ引き上げる等定額課税の税率を相当増徴することが望ましい。しかし、一方小額の受取書に課税することは適当ではないので、免税点を3倍程度（現行1000円を3000円）に引き上げることが適当と考える。また、登録税については、最近の物価状況を勘案して、新規登録の場合の税率を、例えば、医師、弁護士にあつては、6000円（現行3000円）、税理士にあつては4000円（現行2000円）に引き上げる等定額課税の税率を2倍程度に引き上げることが適当であ

ると認められる。

7 なお、間接税の増徴に関連して、通行税の引上げの意見があつた

通行税は、現在、汽車等の1、2等の乗客に対してのみ20%の税率で課せられており、3等乗客やバスの乗客は非課税となつてゐるのであるが、最近における汽車やバス等の利用の状況等からみると、3等の乗客やバスの乗客に対しても通行税を課税すべきであるという意見があつた。

しかし、これに5%程度の税率で課税するとしてもその収入は僅少（約40億円程度）であつて、この際これを増徴することは妥当ではないという考え方から、やはり現行通り3等の乗客や非課税とすることが適當であると認められたのである。

8 繊維品に対する消費税について

間接税の増徴については、前述のようにまず現行間接税の増徴を行うことが適當であるが、それだけでは增收額に自ら限界があるので、或る程度の增收を図るためにには、どうしても何等かの新税を設けることが不可避である。

相当額の収入をあげ得る間接税の新税としては、売上税（取引高税）及び織物に対する課税が討議の対象として採

り上げられた。しかし、前者は、税収は相当多く期待されるけれども、最近廃止された税目をこの際復活することは必ずしも適當ではなく、また小売段階又は製造段階等の一段階のみの売上税については課税技術上の問題をお検討する必要があり、この際としては採用しない方が適當であると認められる。

そこで、結局毛糸、絹糸、麻糸又はこれらを原料とする織物に対して或る程度の課税を行い、昭和29年度において200億円程度の収入をあげることが必要であるとの結論に到達した。

しかし乍ら、その課税方法については、織物消費税の方法によるべきか、これが変形としての原糸課税の方法によるべきかについては、次に述べるような理由によつて結論も得なかつた。すなわち、織物消費税については、原糸課税に比して消費に近い段階で課税するという長所があるが、他面納税義務者が多数（綿織物、スフ織物、人絹織物及び合成纖維織物を除いて、製造場数が約4万余場）で、しかも中小企業が多く、税の転嫁が果して充分になし得るかどうかについて疑問があり、また織物に対する課税を変形したものとして、織物の価格のうち70%程度を占めると認

められる原糸に対して課税することについては、納稅義務者の数は少く（綿糸、スフ糸、人絹糸及び合成繊維を除いて、製造場数が約4千余場）そのうちには座縫業者等もあるけれども概して大規模企業であるので、徵税は容易であると認めるけれども、他面消費の段階には織物消費税の場合よりも遠く、負担の不適正となるおそれもあり、また、輸出免税の手続が煩鎖である等の短所も考えられたからである。結局この両者の課税方法のいずれかをとるについては、その長短を充分検討して、政府において決定するのが適当であると認められた。

ただ、繊維品に対して課税する場合においても、綿糸、スフ糸又はこれらを原料とする織物等もすべて課税対象とし、低率で課税すべきであるという意見もあつたが、この際としては、できるだけ大衆の負担を避けるためにこれらに対しては課税しないこととともに、国内産繊維の自給度を高めるために合成繊維又はその製品を課税対象から除外する等の配慮をめぐらすことがより適当であると認められる。

なお、製造者の段階で徵収する織物課税の問題の外に、高級織物について小売段階で物品税として課税する意見も

あつたが、高級織物の範囲の決定の困難及び最近における高級呉服類の取引状況等（小売業者の数が多いこと及び店舗のない小売業者の多いこと等）に伴う税務執行上の困難等を考慮するときは、これが採用は適当でないと認められる。

9 たばこ専売益金について

間接税を増徴する場合においては、実質的に間接税であるたばこ専売益金についてその增收を考慮することが必要となる。

たばこについては、それが一般物価と密接な関連を有していること及びその価格を引き上げた場合における消費数量の見透し等の点について充分検討することが必要であり、この意味から、この際、すべてのたばこについてその価格を引き上げることは避けなければならないが、高級品（ピース、光）についてはこれを若干引き上げても物価への影響はないものと認められる。所得税等の直接税の負担を軽減しようとするこの際においては、ピースについては10円、光については5円程度の価格の引上を行うことはやむをえないところであると認められるのである。

五 その他の事項

1 異議申立の処理について

異議申立に対する処理については、現在協議団制度が設けられているが、これを民主的に運営するために民間委員を参加せしめよということが一部に唱えられている。しかし乍ら、現在の税制は賦課課税ではなくて申告納税制度であり、第三者の介入は建前としても適当でないのみならず、過去の所得調査委員制度の運営の実情等に照らしても、民間委員に対して公平な判断を要求し得ると考えることは困難であり、また委員の適当な選出方法も見出し難いと認められ、結局協議団制度を活用してその改善を図る外はないと考える。

しかし、協議団制度の改善については、人事の刷新強化が根本であると認められるので、これを強力に推進することが必要である。

2 過誤納税金の還付について

税務行政に対する信頼を保持して納税思想の昂揚を図るために、過誤納税金の迅速な還付を図る必要がある。

しかし、還付の迅速化を図るために、還付金の支払に要する金額を充分に予算に計上するか、または還付金の支払については歳出予算に制約されることなく迅速に支払

い得る方途を検討する等適当な措置を講ずる必要がある。

第三 地方税に関する事項

一 地方税各税に関する事項

(1) 事業税に関する事項

(1) 附加価値税は、昭和25年において、シャウブ勧告に基き、世界においても全く新らしい試みとして設けられたものであるが、結局実施されないまま今日に至つている。

本税は、たしかに理論的に考案された一つの租税形態ではあるが、その負担は業種によつては、事業税による負担と甚だしく相違すること、事業が損失を生じた場合にも納税義務を負うことは現下の租税負担状況からみて過重となること、更に附加価値の算定が複雑であつて納税義務者の側からみてもまた税務行政上からいつても適当でないこと等の諸点にかんがみて、これを実施に移すことは困難であると考えられるので、この際、本税を廃止して、租税体系を安定せしめることが適当であると認められる。

(2) 現行の特別所得税については、事業税と区別して、これを別個の税目とする理由を必ずしも否定し得ないが、

その区分の理論的根拠よりも税率の差異が重視されて事業税及び特別所得税の性格を不明確にする結果になつてゐるから、名称を事業税に統合することが適當であると認められる。

- (3) 現行の事業税（及び特別所得税）にはかなり多くの非課税規定が存し、また同率の負担が適當と認められる業種のうちにも特別の軽減規定が設けられているものもあるが、事業税は、元来、各種の事業は、地方公共団体から諸種の便益を受けていること及び資本を基として収益が生じていること等にかんがみ、応益主義の建前を加味して課税されるものであつて、現在の非課税ないし特定の軽減の範囲を理由づけるべき合理的な基準が明確でない。かくしては、徒らに負担を不公平にするのみならず、次第にその特例範囲が理由なく不明朗に拡張され、ひいては本税の課税の根拠について疑惑を持たせる等各種の弊害が生ずるおそれが強いから、右のような特例は、原則としてこれを廃止することが必要である。

- (4) 事業税の負担は、他方に固定資産税（殊に償却資産に対する課税）が存することにかんがみるときは、高率に過ぎると認められ、特に個人の小規模業者にあつては、

その負担が所得税の負担より過重となつて、所得税の執行にまでも種々の困難を及ぼしている。そこで、まず、個人事業税については、標準世帯についての所得税における基礎控除額及び扶養控除額を合計した非課税限度額以下の者にはこれを課税しない方が負担の面からみても税務行政の面からみても適当であるとの意見もあつたが、かりに個人事業税の基礎控除額を右のような説に基いて 15万円とすると、それだけで相当巨額の減収（約 160 億円程度）を生じ、しかも他の所得者との負担の権衡にも急激な変更を来たすこととなるので、この際としては 10万円（昭和 29 年度分について 8 万円）とし、税率を 3 分の 2 程度に引下げる減税を行うことが適当であると認められる。

次に法人事業税については、国税及び地方税を通じて或る程度の負担軽減を目途とするとともに中小法人の負担の軽減を図るため、所得金額 50 万円以下の金額については 8 %、50 万円を超える金額については 10 % に引き下げることが望ましい。この税率区分によつて、法人のうちの 6 割程度のものは低率の 8 % の課税となり、中小法人の負担軽減の要望は、相当達成されたものとみ

られる。

(5) 電気供給業者等に対する外形標準課税は、これらの事業については料金統制が行われていて事業税の負担を転嫁し得ること及びこれらの事業が概して独占的な大規模な事業であつて地方公共団体から受ける便益も大きいこと等にかんがみ、収益の状況の如何にかかわらず常に或る程度の負担をせしめることが望ましいという趣旨から設けられたものと考えられ、今日においてもその税率を軽減して存置すべしという意見もある。しかし、これらの事業のうち海運業、小運送業については、現在料金統制が全くないか、または充分に行われていなくてその負担が過重になつており、また、電気及びガスについては、別に電気ガス税が存するし、特に電気料金についてはできるだけその引上を避けることが国民経済上望しいのであり、更にこれらの事業は、概して多くの固定資産を有していて、固定資産税の多くを負担しているのみならず、収益の状況も漸次安定して、所得課税による収入も或る程度期待されるから、これを他の業種と区分して外形標準課税を行うべき理由は乏しいと認められる。

次に外形標準課税に関する、相互保険会社について

は、相互保険の建前から課税所得が生じない場合が多いために、都道府県からの受益に対して何等の負担をしていない事情、本答申による生命保険に対する所得及び相続税課税の優遇措置等にかえりみ、所得計算の方式に特例を設けて何等かの課税を行うことが適當と考えられる。

なお、事業税全般について外形標準主義をできるだけ加味して課税すべしとの議論もあつたが、採用すべき外形標準の選択の困難性等の理由から、この際は採用しないのが適當であると思われる。

(6) 事業税を軽減することによる減税分の全部を道府県税の增收によって賄うことが道府県の財政状況からみて困難と考えられる場合においては、要すれば、酒税収入の一部を入口に按分して各道府県に配布することにより、減収額の相当部分を国から補てんすることを考慮すべきである。

(二) 入場税及び遊興飲食税に関する事項

(1) 入場税及び遊興飲食税は、その性質ないし当初の沿革からみるときは、これを地方税とすることにも一応理由があるが、その収入が余りにも地域的に偏在しているので、これを多く有する地方と然らざる地方との間にかけ

る課税の不均衡が著しく一般の納税思想にも悪影響を与えており、従つて、これらを國において賦課徵収することによつて課税の均衡、適正を図るとともに、都道府県の固有財源の確保を図りつつ、その収入の偏在を調整するため、人口に応じて収入額の大部分を按分配付することが適當であると認められる。

入場税及び遊興飲食税の税率は他の間接税に比して高率であるものがあり、また現在の課税範囲のうちにはその実態からみて必ずしも適當でないものが含まれていると認められ、これらの事情が本税の適正な課税を妨げる要因ともなつてゐることにかんがみて、これらを國において賦課徵収することとする機会において、現行程度の収入をあげることを目途としてその税率の引下げ及び課税範囲の合理化を図ることが必要である。

(三) 自動車税に関する事項

自動車税の税率は、さきに本年度分から或る程度引上げられたとはいゝ、現在普通自家用乗用自動車については3万円、トラックについては14,000円、観光用バスについては25,000円等である。自動車については、一般的にいひて他方に揮発油税の負担があることを考慮されなけ

ればならないが、前述のように揮発油の価格は漸次下降してわが国の税率が高くないために外国の価格に比較しても決して高くはないのであり、また、主として自動車の運行による道路損傷に基く道路改修費が地方公共団体の財源に大きな負担となつてゐることにかんがみるときは、自動車税の税率を相当程度引き上げて5割程度の增收を図ることは、やむを得ないものと認められる。但し税率を一率に引き上げることは、さきに述べた揮発油税の引上げの問題をも考えてこれを避け、税率区分を更に細分して、自動車の性状、揮発油税の負担等を考慮し、高級大型乗用車及びガソリンを使用しないバス、トラック等については相当大幅に引上げることが適當である。

(四) 都道府県民税に関する事項

都道府県は、地方自治体といつても市町村とは異り、国と市町村との間の中間的存在で、将来においては漸次これを簡素化すべきであり、その趣旨からすれば、これに余り多くの独立財源を与えることは適當でないとする意見もあり、また都道府県民税の賦課徴収に関する技術上の難点も考慮されるが、当面の問題としては、やはり或る程度の独立財源を与えて財源の確保と安定に資するのが穩當である

ると考えられ、また事業税の納稅義務者が約200万人程度（市町村民税の納稅義務者は約2100万人）に過ぎない現状にかんがみるときは、広く都道府県民を対象とする租税を設け都道府県民の意思を都道府県の行政に反映せしめる基盤とすることが適當であると認められる。

しかしながら所得に対する課税は、国税及び地方税を通じて過重であり、また、課税上の手続を煩雑にすることは極力これを避けるべきであるから、現行市町村民税の収入の一部を都道府県民税として都道府県の収入とすることにより現在の負担を増加せしめないようになるとともに、賦課徵收方法も簡素化することが適當であると認められる。

(五) 市町村民税に関する事項

個人に対する市町村民税所得割の課税方法としては、(1)所得税額、(2)所得税の課税総所得金額、(3)総所得金額から基礎控除額を控除した金額、(4)所得税の課税総所得金額から所得税額を控除した金額、(5)総所得金額から基礎控除額及び所得税額を控除した金額をそれぞれ市町村の選択によって課税標準とする5の方法が認められており、その課税標準の統一簡素化について議論があつたが、いずれの方法も現在市町村が採用しているところであり、この程度の自

主性を市町村に賦与することは必要であると認められるので、この際としては、この統一簡素化は見合わせることとするのが適当であると認められる。

次に市町村民税のうちの法人税割については、前述のように、法人の負担を国、都道府県及び市町村の各段階において軽減することが適當と認められるので、財源偏在の是正の程度等も考慮して、法人税割の負担を2割程度引き下げることとし、現行法人税(4.2%)に対する現行の法人税割の税率12.5%(所得に対して5.25%)を、法人税の税率を4.0%とすることに伴つて10.5%(所得に対して4.2%)とすることとしたのである。

(六) 固定資産税に関する事項

償却資産に対する課税は、シャウブ勧告に基いて、事業税を廃止して附加価値税を創設することと関連して設けられたもので、他の固定資産税と異なり、一種の外形標準による事業税とみられるものである。従つて、附加価値税を廃止して事業税を存置する場合においてなお本税を課することは理論的に徹底を欠くおそれがあり、また本税の負担は製品コストの増嵩を招いて國民経済上好ましくないから、これを廃止すべしとの議論が相当強く論ぜられたが、さし

当つては、財政事情をも考慮してこれを存置することとし、償却資産の評価を適正にすることによつて将来増収が生じた場合には、税率をできるだけ軽減することとするのが適當であると認められる。

なお、償却資産に対する課税は、現在市町村の収入となつているが、地域的に極めて偏在しているから、本税の性格にもかんがみて、これを他の固定資産税と区別して独立の税目とし、その収入を都道府県と市町村との間に折半するようによることが必要であると認められる。

更に固定資産の評価は現在必ずしも適正に行われているとは認められず、各種の不均衡が見受けられるから、その適正均衡を図るとともに、固定資産価格の一応の安定をまつて、できるだけ早い機会において毎年の評価を一定期間（3年又は5年程度）ごとの評価に改め、課税事務の簡素化を行うべきである。

次に新規に電源開発の結果建設された発電所、変電所並びにこれらに設備された償却資産等については、現在3年間固定資産税の税率が軽減されているが、大規模の開発に伴う資産の増加状況とその存在する市町村の財政需要の増加状況とは必ずしも比例していないし、更に、電源開発の

重要性を考えても、右に対する課税は、なお一層軽減することが適當であると認められる。また、船舶に対する固定資産税は、現在関係市町村間に適正に配分されていない実情にあるので、その配分方式を合理的に改める必要があると認められる。

なお、固定資産税に関連して不動産取得税の創設の意見もあつたが、不動産に対する負担は、現行においても相当重く、また、不動産取得の登録税の税率は 5 % であつて本税を新設するときは不動産に対する負担が更に重くなり、また、固定資産税の税率を引き下げてその代り財源として不動産取得税を設けるときは、税源が富裕団体に偏在するおそれがある等の難点も見受けられるので、この際としては、これを採用することは適當でないと認められる。

(七) 電気ガス税に関する事項

電気ガス税は、特殊免稅の範囲が広く結局中小企業に対する重課となつているから廢止すべきではないかという議もあつたが、これが軽減又は廢止は市町村の財政に大きな影響を及ぼすので、現状ではこれを廢止することは困難と認められる。しかし、現行の特殊免稅の範囲を合理化する必要があると認められる。

④ たばこ消費税に関する事項

現在、地方税の収入は、前述のように地方公共団体の歳入（地方財政平衡交付金を含む。）のうち約3分の1を占めているに止まり、地方公共団体の独立財源を新たに加えることが要望されるが、地方公共団体に対しては、できるだけ安定した、しかも地域的に偏在度の少い財源を与えることが必要である。

しかし、所得又は資産に対する課税は、既に地方税においても相当行われており、しかもその負担は重くてこれを増徴することはできないので結局消費税による外はないと認められる。しかし、この場合においては、たばこの消費が比較的に普遍的であることにかんがみ、たばこ専売益金の一部を地方公共団体の収入とすることとし、たばこ消費税を設けるのが適当であると認められる。

しかして、本税の課税については、たばこの価格を課税標準とすることなく、その消費数量を標準として課税することが、収入の偏在度をより少くするために必要であり、またたばこの価格の状況等にかんがみて、本税を実施することによってそれだけたばこの価格が引き上げられることのないようにすることが適当であると認める。また、本税

の徴収方法は、本税の性格にかんがみ、日本専売公社の地方機関を利用することにより極力これを簡素化することが必要である。

(一) 地方公共団体の財源調整に関する事項

(1) 地方交付税に関する事項

現行の地方財政平衡交付金制度の下にあつては、各地方公共団体における財政収入額が財政需要額に不足する額を地方財政平衡交付金で補てんするという考えが基本になつておなり、その総額の予算計上に当つて、例年、地方公共団体側と国との間に紛争が絶えず、また各地方公共団体がその配分を受ける額について年度の当初に相当程度の予測を行ひ得ないことは、地方財政を著しく不安定にしていると認められる。

しかも、右の事情にある平衡交付金の総額は、地方公共団体の一般財源においてなお相当の比重を占めているから、一方において地方税収入の拡充を図つて地方財政を調整すべき資金の総額をできるだけ減少するとともに、他方その総額を所得税、法人税及び酒税のそれぞれの収入の一定割合に決定して地方財政の安定に資することが必要である。

この一定割合は、異常例外の場合を除く外、これを変更し

ないこととし各地方公共団体の財政については、現在の如く平衡交付金による最終的調整にまつよりも地方税収入額と国から交付されるべき交付税の金額とを中心として地方自治にふさわしい自主的な管理を期待するのが適当であると認められる。

なお、交付税の配分基準は、現行の平衡交付金の配分方式が一般に複雑であるので地方交付税制度創設の目的に照らし、できるだけ簡素なものに安定せしめることが必要であると考える。

(二) 大都市の税制に関する事項

地方制度調査会の答申によれば、警察制度、教育制度等について一般に道府県が行うべき事務を特に大都市に移管することが予定されているので、この点に関する改正が行われる場合には、その事務のための財源として、道府県税ととされるもののうち大都市に係る分は大都市において課税するものとすることが必要である。

なお、大都市とその所属する府県との行政事務の配分、これに伴う財源の調整等については、国民負担軽減の見地から慎重に検討すべきであると認められる。

